

坂出市子ども・子育て支援事業計画

さかいで子ども・子育て支援プラン



坂出市公認キャラクターさかいでまる

平成27年3月

坂出市



ごあいさつ

私は、「市民本位」「市民参加」「市民対話」による市政運営とまちづくりを政治信条として、市民の誰もが「坂出に生まれてよかった」「坂出に住んでよかった」、さらには「坂出に住みたい」と実感できるまちづくりに「市民と共働」して取り組んでおります。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手を育成していく上で基礎となる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。

しかるに、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、子育てを行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要であります。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に「坂出市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てに対する保護者の負担感の軽減とともに、子どもを生き育てる楽しさと充実感や幸せが得られるような社会づくりを進めてきましたが、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、同法に基づいて平成 27 年度から 5 年間の本市の子育て支援施策を定めた「さかいで子ども・子育て支援プラン（坂出市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、本計画に基づき良質かつ適切な内容及び水準のものとしてまいります。市民の皆さまにおかれましても、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

坂出市長 **綾 宏**

計画の目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 坂出市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 人口・世帯の状況	5
2 結婚・就業の動向	12
3 保育所・幼稚園・学校の状況	14
4 これまでの子育て支援施策の実施状況	17
5 ニーズ調査結果の概要	20
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本的視点	28
3 基本方針	29
第4章 施策の展開	31
1 幼児期の教育・保育の充実	31
2 地域における子育て支援の充実	33
3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	36
4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み	38
5 仕事と生活の調和の促進	41
第5章 事業計画	42
1 教育・保育提供区域の設定	42
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	42
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	46
第6章 計画の推進	57
1 計画の推進体制	57
2 計画の進行管理	57
資料編	58
1 子ども・子育ての基本理念	58
2 坂出市子ども・子育て支援事業計画について（提言）	59
3 坂出市子ども・子育て会議名簿	60
4 計画策定経過	61
5 坂出市子ども・子育て会議条例	63

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子高齢化と核家族化の進行，地域のつながりの希薄化により，子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また，経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中，就労環境の変化は結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等の変化をもたらしています。坂出市においても，子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており，子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中，国においては「エンゼルプラン」（平成 6 年）、「少子化対策基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成 11 年）などにより，少子化対策を推進してきました。しかし，出生率の低下と減少は続いてきました。

こうした少子化の流れを変えるため，平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され，この法律に基づき，坂出市では，平成 17 年 3 月に「子どもイキイキ・子育てワクワク・親子キラキラ 子育て・子育て・親子子育てのまちづくり」を基本理念に，「坂出市次世代育成支援行動計画（さかいで子ども・子育て応援プラン）」を策定し，子育てに対する保護者への負担感の軽減，子どもを生ま育てる楽しさ，充実感や幸せを，子どもの親も周囲の人々も感じられる社会づくりを進めてきました。さらに，平成 22 年 3 月には前期計画の成果や課題を踏まえ，平成 22 年度から 26 年度を計画期間とする後期計画を策定し，地域社会全体の温かな支え合いの中で，子どもが健やかに成長し，子どもを生ま育てやすいまちづくりを一層推進しているところです。

そうした中，平成 24 年に，子ども・子育て関連 3 法が成立し，公布されました。子ども・子育て支援新制度では，「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に，従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し，幼児期の教育・保育の一体的な提供，保育の量的拡充，家庭における養育支援等を総合的に推進することにしています。

今後は，子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ，出産・子育てしやすい環境づくりなど，子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため，子ども・子育て支援新制度に基づき，「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

このため，これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況，課題等を整理し，子ども・子育て支援法に基づき，子ども・子育て支援新制度を推進するため，5 年を一期とする「坂出市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

【子ども子育て関連 3 法】

- * 子ども・子育て支援法
- * 認定こども園法の一部改正法
- * 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するため策定したものです。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体を対象とします。なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法及び基本指針が定める幼児期の教育・保育と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援行動計画及び関連計画との関係

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した地域行動計画（さかいで子ども・子育て応援プラン）に記載して実施している施策の評価を行い、子ども・子育て支援事業計画と関連のある事業について現状と課題を整理し、本市の幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画に反映しています。

また、坂出市総合計画を上位計画とし、関連する個別計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき定められた基本指針に即して、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年を一期とした計画期間とします。

なお、本計画における施策が効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、社会情勢や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて中間年度（平成 29 年度）に計画内容の見直しを行います。

【計画の期間】

子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
										
↑ 必要に応じ見直し					見直し 年度					

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育及び子育て支援に対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、平成 25 年 10 月に就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、「坂出市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 坂出市子ども・子育て会議

坂出市子ども・子育て会議条例を制定し、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者、市民から公募した方で構成する「坂出市子ども・子育て会議」を設置して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 1 月 21 日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

(参考) 新制度の概要

【子ども・子育て支援新制度について】

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づいて、幼児期の教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい制度のことをいいます。新制度は、平成 27 年 4 月より本格実施が予定されています。

新制度の目的

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保
- 3 地域における子ども・子育て支援の充実

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」について、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

2 保育の量的拡大・確保

保育の量や種類を拡大するため、「認定こども園」や「保育所」などを、計画的に整備するほか、「小規模保育」、「家庭的保育」などの地域型保育により、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することを目指しています。なお、保育の「量」とともに、「質」も確保するため、職員の処遇や配置に関する改善などを行うこととしています。

3 地域の子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦検診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

◆市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

○市町村は、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、さまざまな施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。

○市町村は、計画的に取り組みを進めるため、5 年間で計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第 2 章

坂出市の子ども・子育てを取り巻く状況

全国的に少子高齢化が進行し人口の減少に転じる中、本市の人口も、昭和 52 年以降減少傾向にあり、平成 22 年国勢調査では 55,621 人と平成 12 年調査と比較し、3,607 人（6.1%）減少しています。また、これを年齢別で見ると、年少人口（0 歳～14 歳以下）の総人口に占める割合は 1.5 ポイント低下し、逆に高齢人口（65 歳以上）は 5.7 ポイント上昇しています。

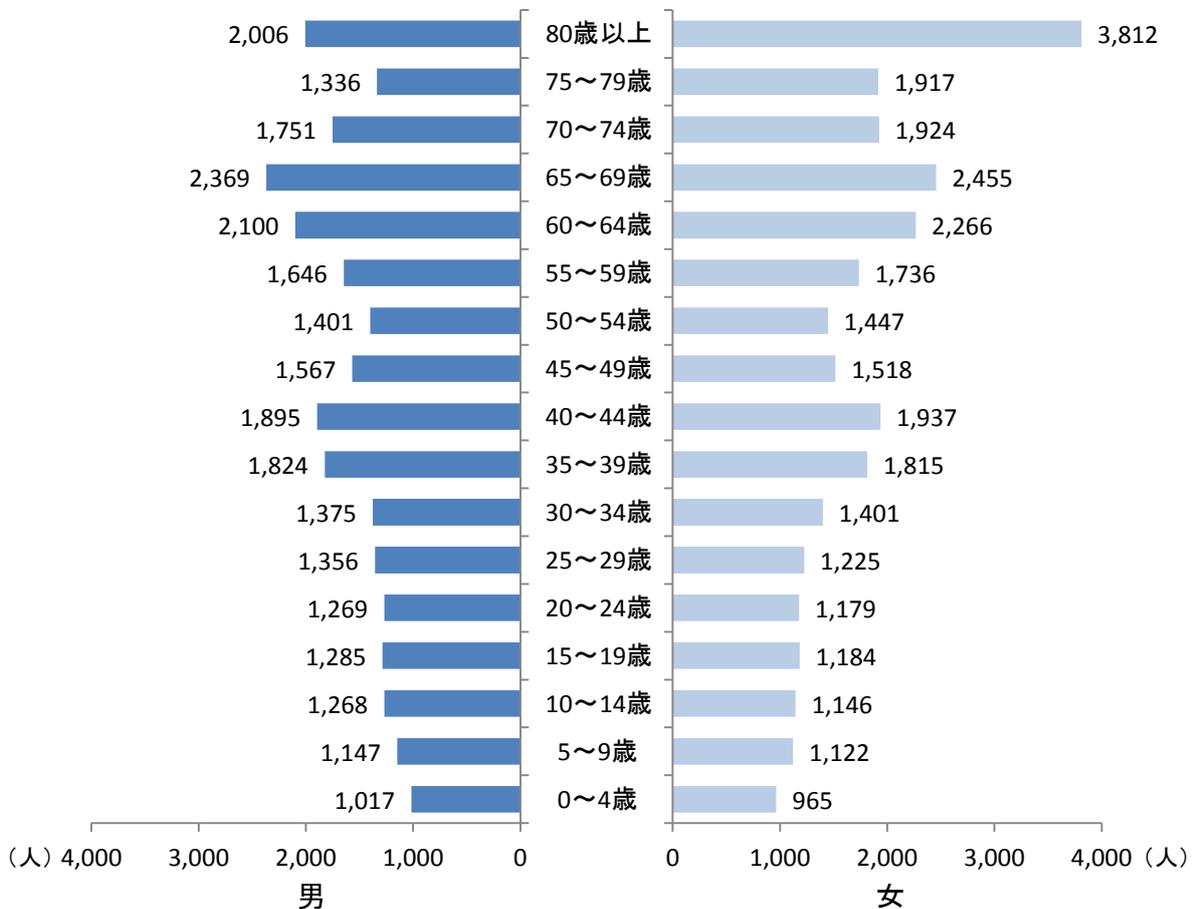
少子高齢化が進行していることが数字の上でも裏付けられており、少子化による子どもの成長への影響や、地域社会の活力の低下など、社会や経済に大きな影響を与えることが懸念されます。

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の性別・年齢 5 歳区分別の人口構成は、団塊の世代を含む 60～69 歳と、その子世代にあたる 35～44 歳の人口が突出したつぼ型の形状となっています。また、結婚期である 20～34 歳の人口が少なく、少子高齢化は今後も進展していくものと考えられます。

【人口ピラミッド（平成 26 年 4 月 1 日現在）】



資料：住民基本台帳

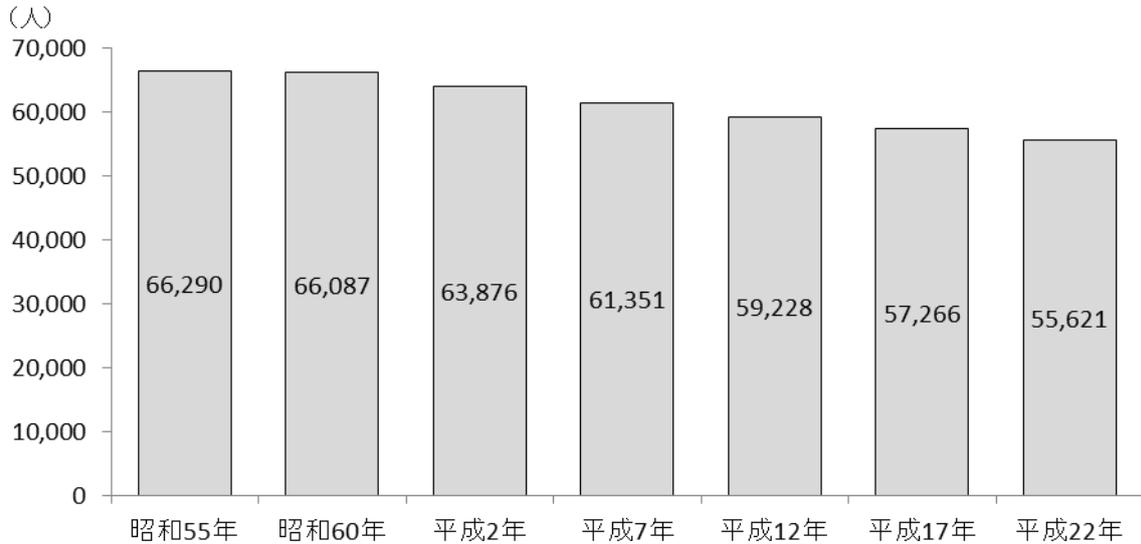
(2) 人口の推移

国勢調査による総人口は減少が続いており、昭和55年から平成22年の30年間で10,669人減少しています。

住民基本台帳による年齢3区分人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少、高齢人口（65歳以上）が増加しています。

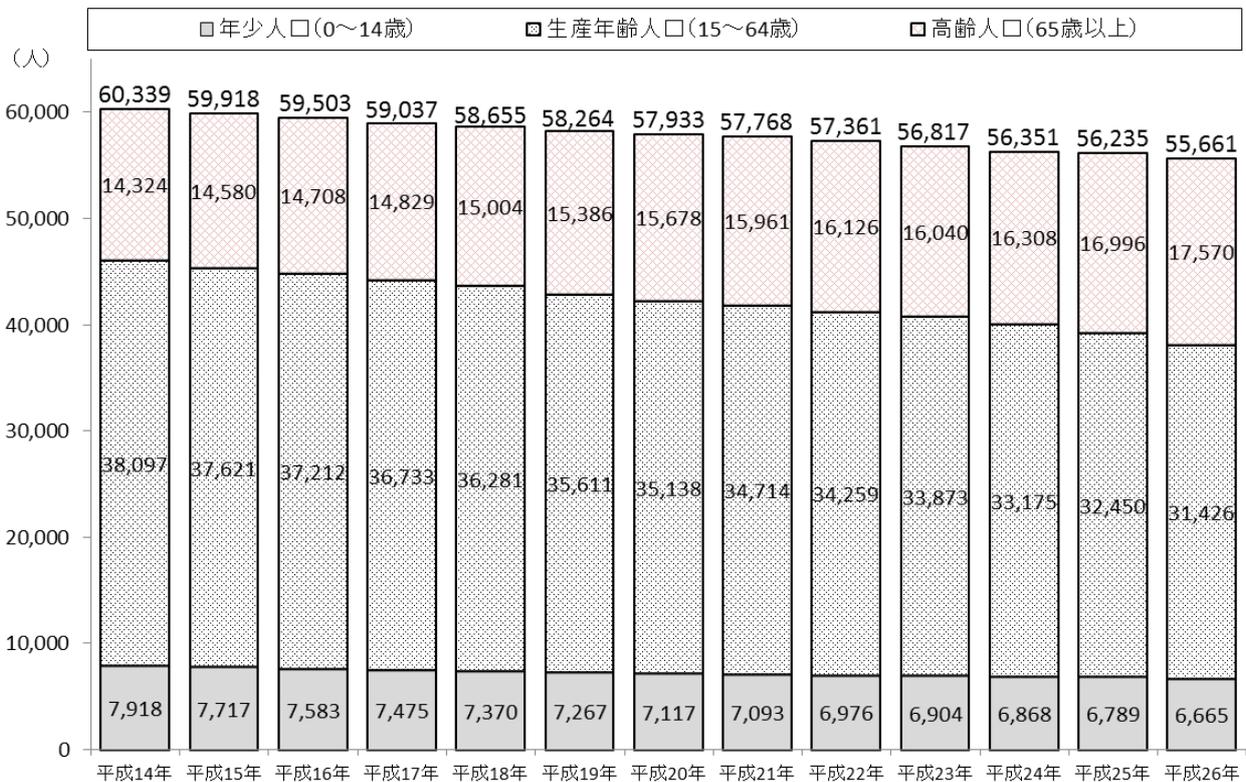
年齢3区分人口割合は、平成26年で年少人口12.0%、生産年齢人口56.5%、高齢人口31.6%となっています。

【総人口の推移】



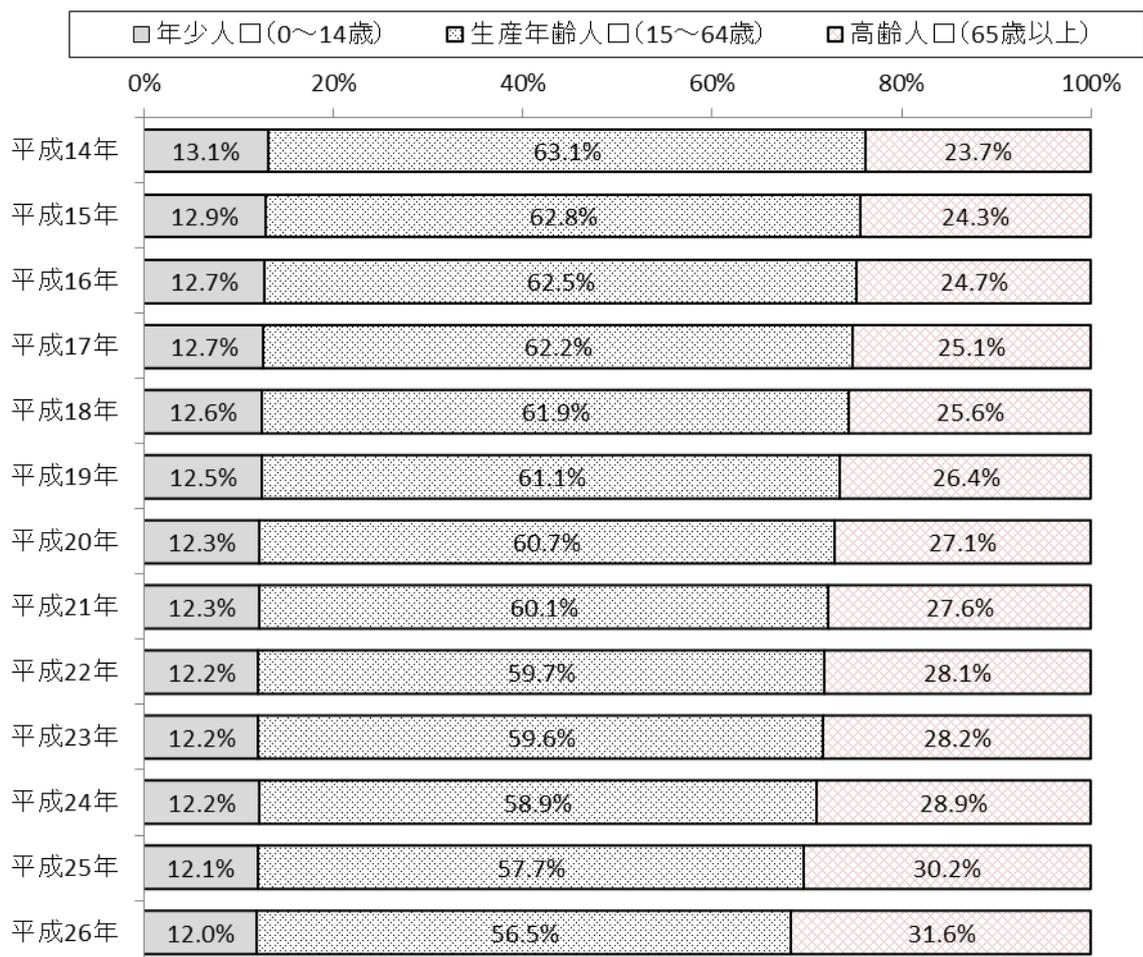
資料：国勢調査

【総人口と年齢3区分人口の推移】



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

【年齢3区分人口割合の推移】



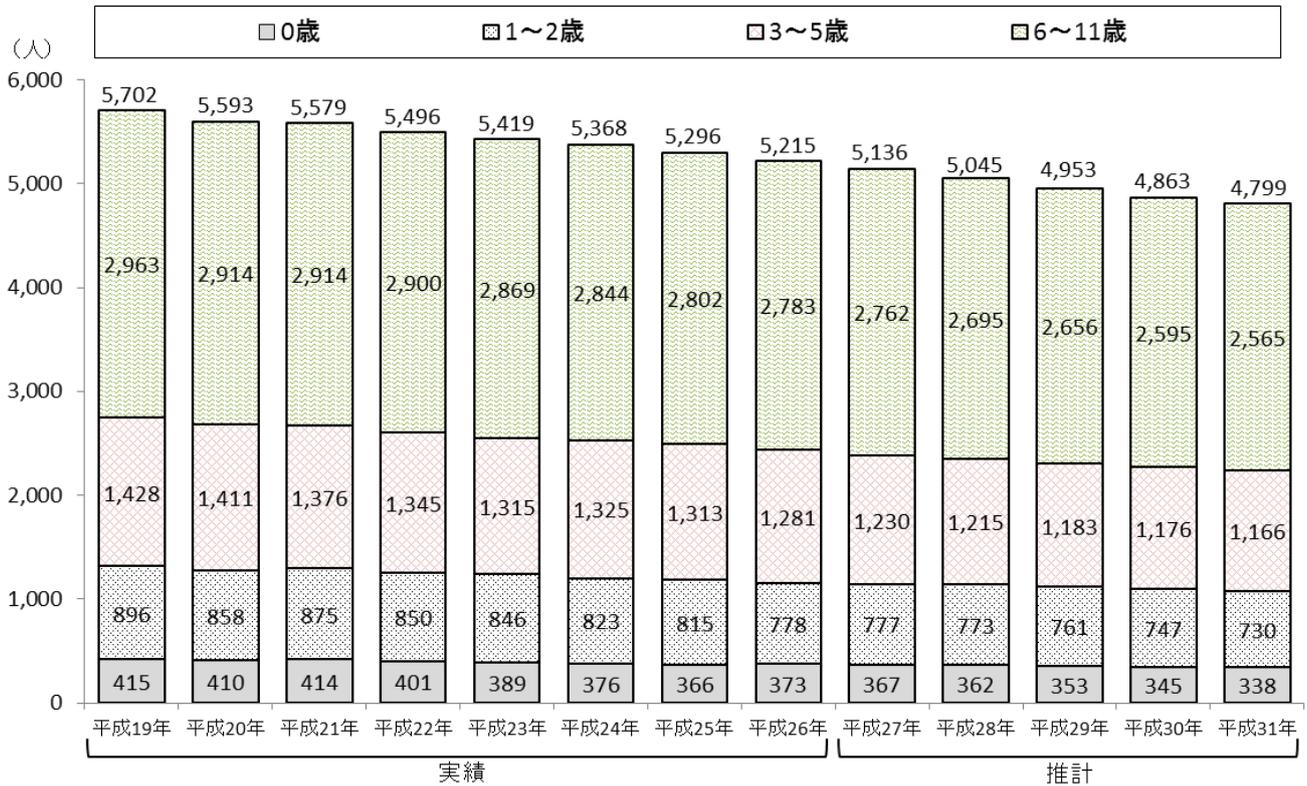
資料：住民基本台帳（4月1日現在）

(3) 子どもの人口の推移と推計

小学生までの子どもの人口は減少が続いており、平成26年で5,215人となっています。年齢区分別では、0歳、1～2歳、3～5歳、6～11歳のいずれも減少傾向となっています。

推計人口は、計画の最終年度である平成31年で0歳338人、1～2歳730人、3～5歳1,166人、6～11歳2,565人で、小学生までの子どもの人口は4,799人と推計しています。

【子どもの人口の推移と推計】



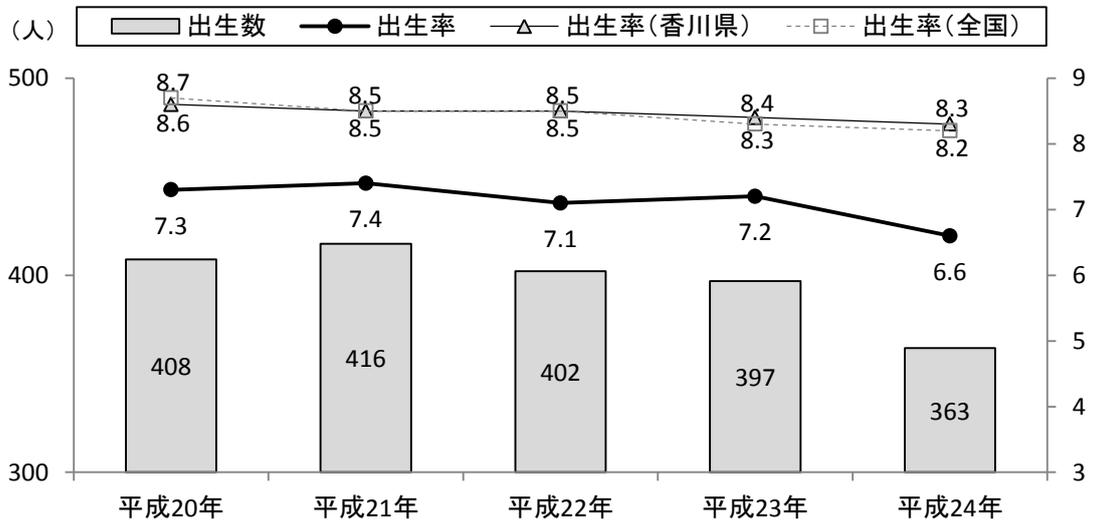
資料：住民基本台帳（4月1日現在）

(4) 出生の動向

本市の出生数は400人前後、出生率（人口千対）は7前後で推移しており、香川県、全国の出生率を下回っています。

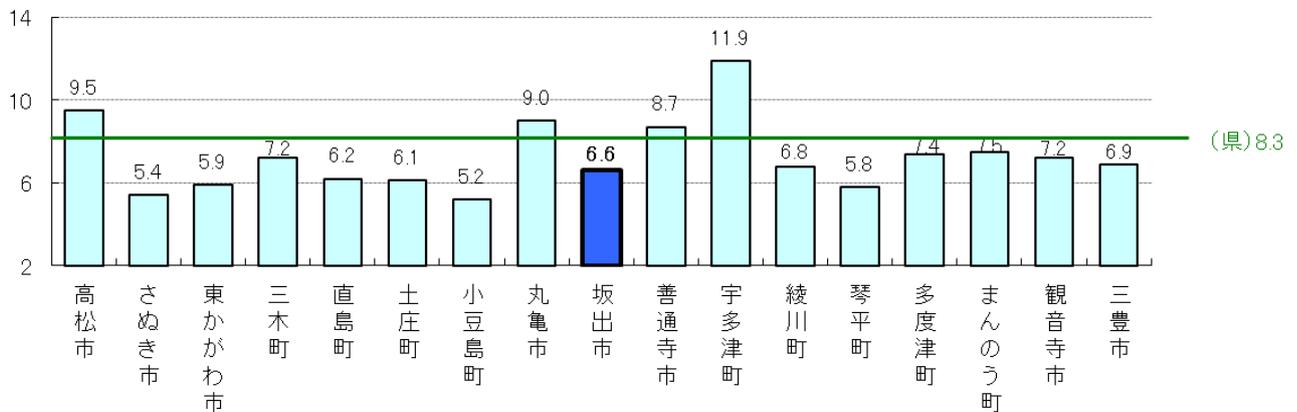
合計特殊出生率は、平成20～24年では1.43となっており、全国の1.38を上回るものの、香川県の1.56は下回っています。

【出生数・出生率（人口千対）の推移】



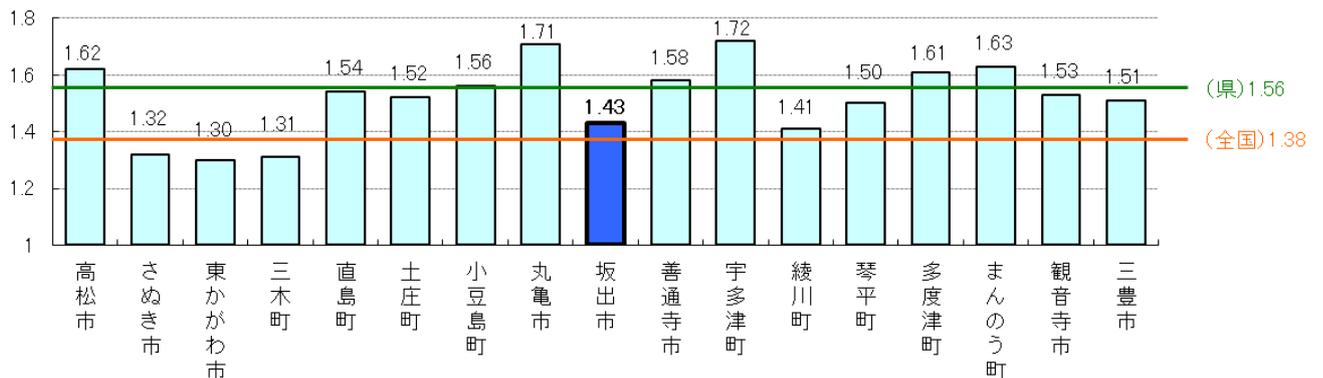
資料：人口動態統計，香川県人口移動調査報告（年報）

【県内市町の出生率（人口千対）の比較（平成24年）】



資料：人口動態統計

【県内市町の合計特殊出生率の比較（平成20～24年）】



資料：香川県の保健統計指標

(5) 人口動態の推移

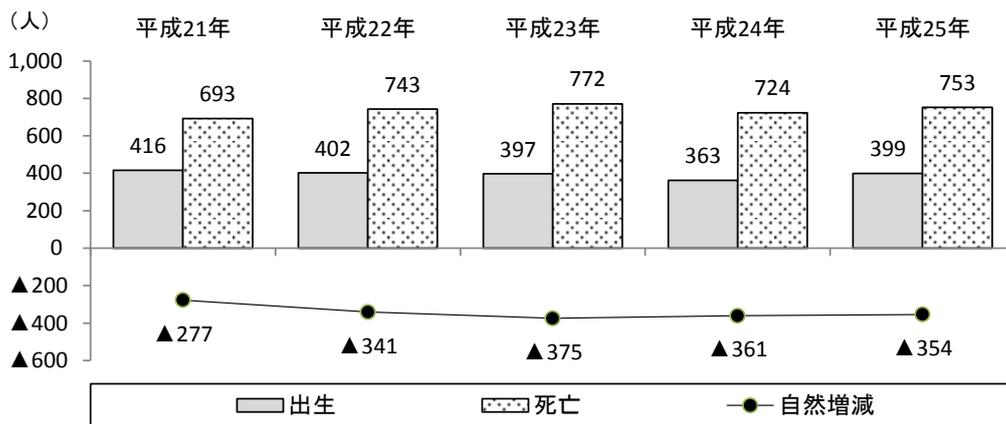
出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、直近5か年は平成21年の社会増減を除くと、いずれもマイナスであり、毎年250～650人程度の人口減となっています。

【人口動態の推移】

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成21年	▲248	416	693	▲277	2,089	2,060	29
平成22年	▲587	402	743	▲341	1,864	2,110	▲246
平成23年	▲390	397	772	▲375	1,817	1,832	▲15
平成24年	▲476	363	724	▲361	1,890	2,005	▲115
平成25年	▲643	399	753	▲354	1,829	2,118	▲289

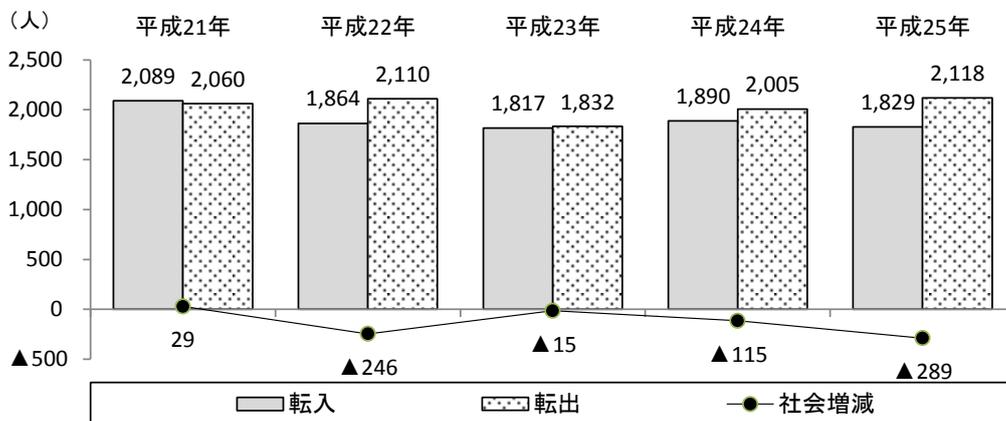
資料：香川県人口移動調査報告（年報）

【自然動態の推移】



資料：香川県人口移動調査報告（年報）

【社会動態の推移】



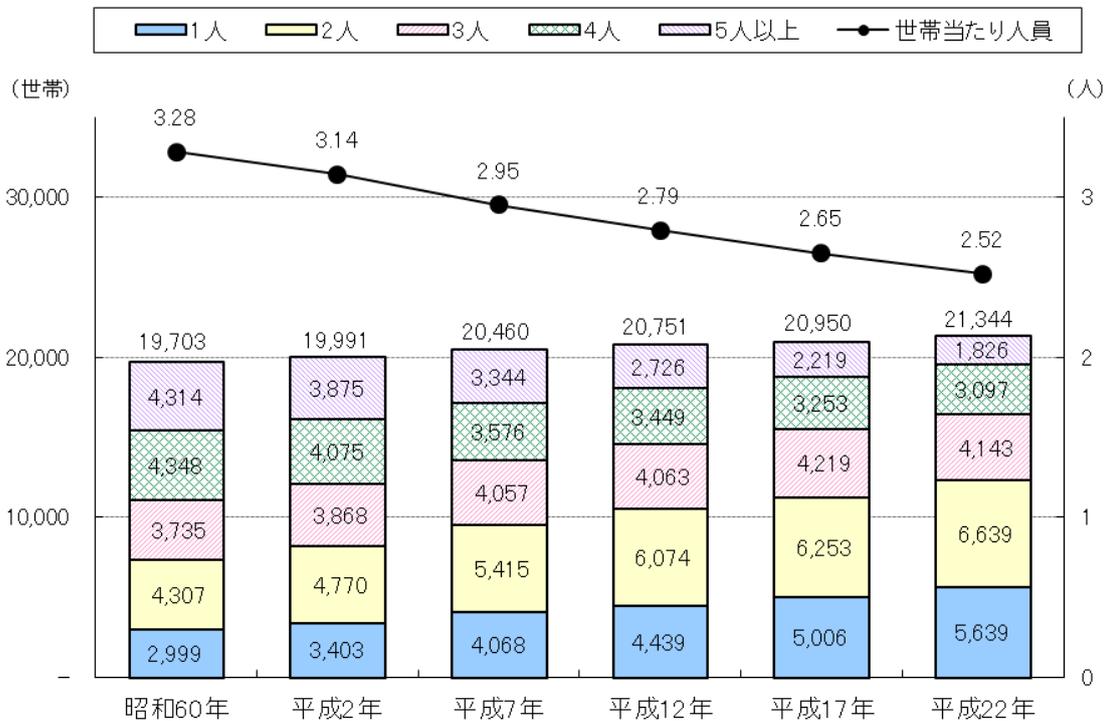
資料：香川県人口移動調査報告（年報）

(6) 世帯の動向

一般世帯数は増加を続けており、平成22年で21,344世帯となっています。

1世帯あたり人員は、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成22年で2.52人となっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【世帯構成（平成22年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
坂出市	21,344	5,639	4,880	5,704	305	1,797	2,870	149	
	100%	26.4%	22.9%	26.7%	1.4%	8.4%	13.5%	0.7%	
香川県	100%	28.9%	22.0%	27.0%	1.3%	7.5%	12.7%	0.6%	
全国	100%	31.4%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%	10.4%	0.9%	

資料：国勢調査

【ひとり親世帯（平成22年）】（単位：世帯）

	世帯数	ひとり親世帯			
		母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
坂出市	21,344	410	1.9%	44	0.2%
香川県	389,652	6,322	1.6%	772	0.2%

資料：国勢調査

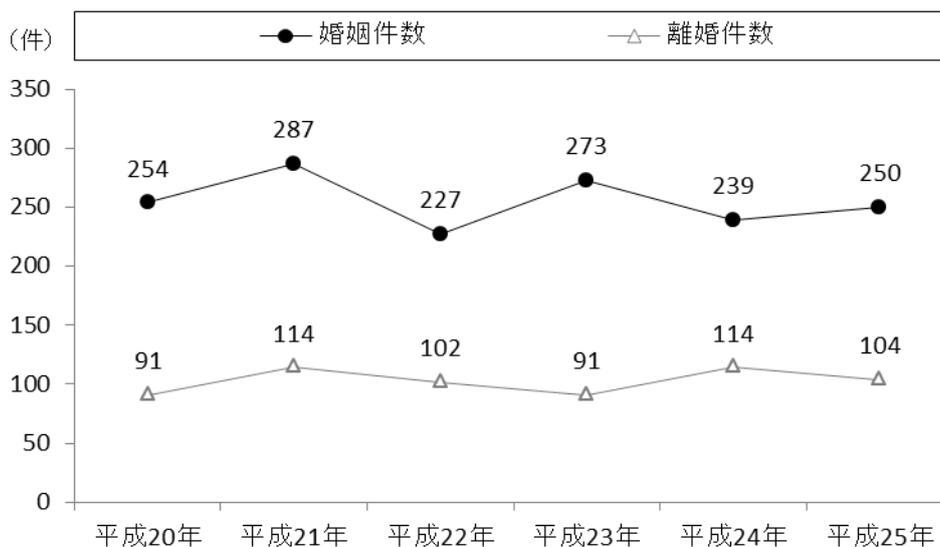
2 結婚・就業の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

直近4か年の婚姻件数は250件前後で推移している一方で、離婚件数は100件前後で推移しています。

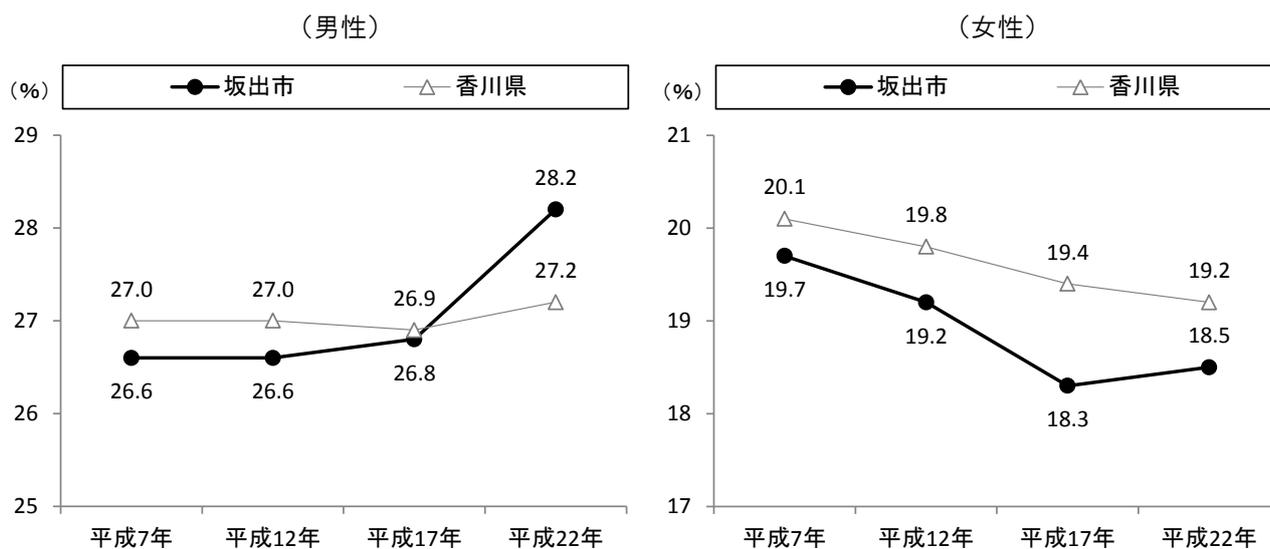
15～49歳の未婚率は、女性は減少していますが、男性は増加しており、平成22年には香川県を上回る28.2%となっています。

【婚姻・離婚件数の推移】



資料：人口動態統計

【未婚率（15～49歳）の推移】



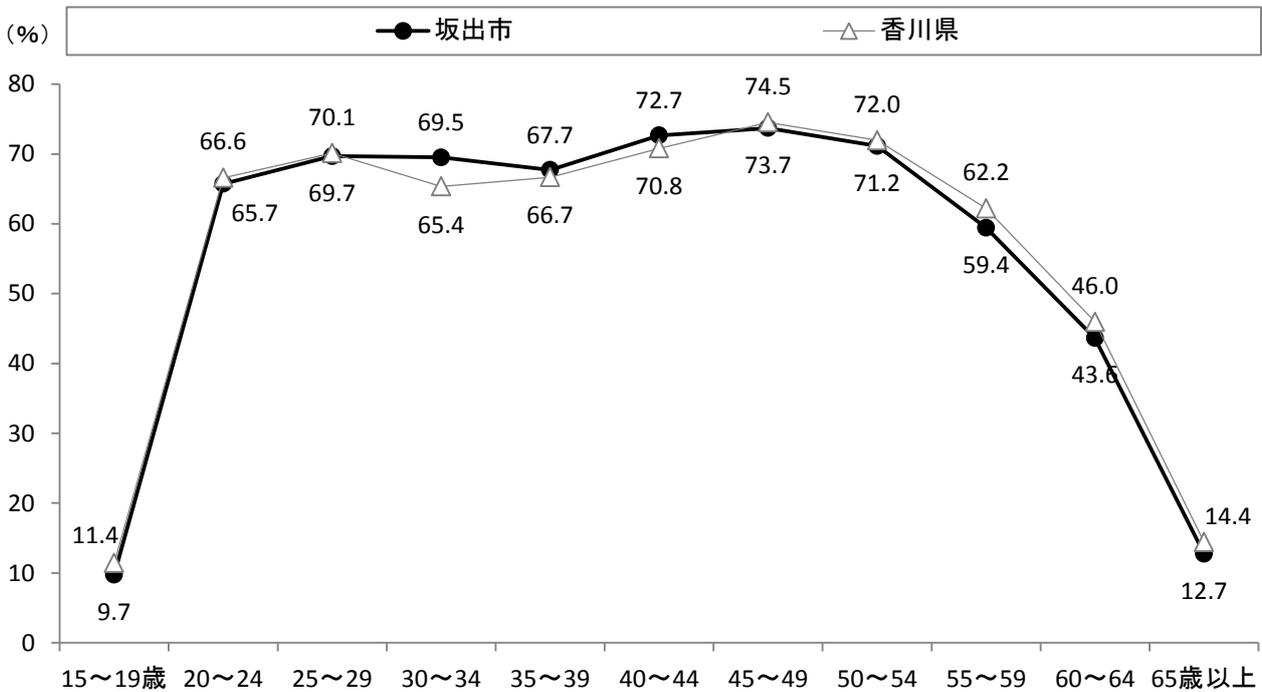
資料：国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、子育て期である30歳代で香川県を上回っています。

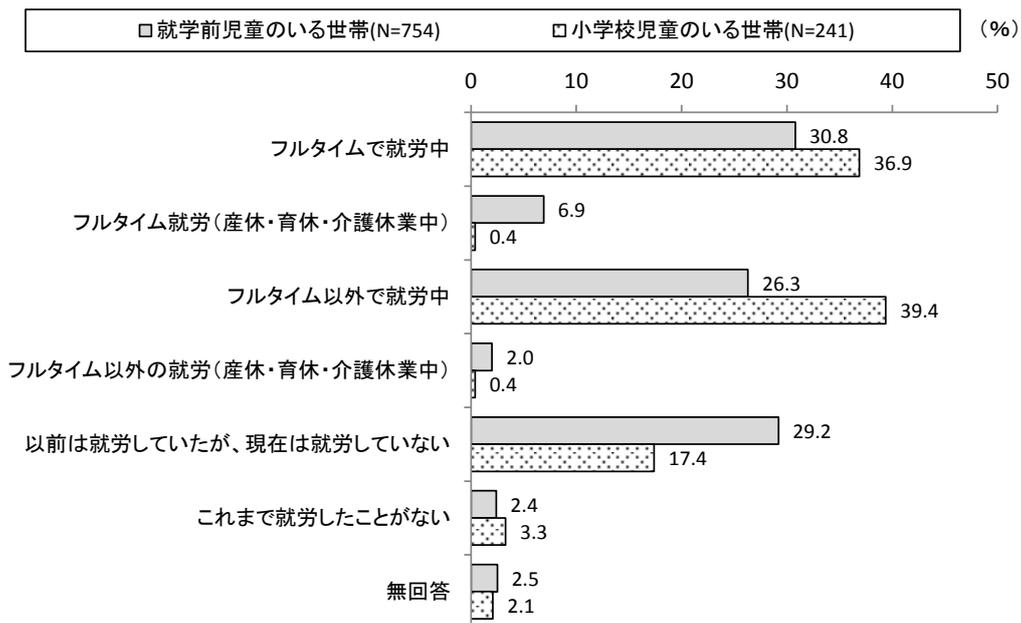
アンケート調査によると、「フルタイムで就労中」は就学前児童のいる世帯で30.8%、小学校児童のいる世帯で36.9%、「フルタイム以外で就労中」は就学前児童のいる世帯で26.3%、小学校児童のいる世帯で39.4%となっています。

【年齢別女性就業率（平成22年）】



資料：国勢調査

【母親の就労状況】



資料：坂出市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

3 保育所・幼稚園・学校の状況

(1) 保育所の状況

本市には保育所が13箇所あり、市立保育所が7箇所、私立保育所が6箇所となっています。そのうち延長保育、土曜午後保育は坂出保育園、坂出育愛館、金花保育園、愛集苑保育所、林田保育園、みどり保育園の6箇所、一時預かりは坂出保育園、坂出育愛館、金花保育園の3箇所、休日保育は西部保育所で実施しています。

入所児童数は平成24年をピークに減少しており、平成26年は1,188人となっています。

【保育所児童数の推移】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
園数		13	13	13	13	13
児童数	0歳	55	51	71	59	74
	1～2歳	461	454	458	449	448
	3歳以上	665	657	679	683	666
	計	1,181	1,162	1,208	1,191	1,188

資料：市こども課（4月1日現在）

【保育所の概要】

区分	名称	所在地	認可定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり	土曜午後	休日保育
市立	府中保育所	府中町5008番地2	90	52	生後1歳				
	江尻保育所	江尻町1057番地1	90	46	生後1歳				
	川津愛児園	川津町3100番地1	90	75	生後1歳				
	松山保育園	高屋町1044番地1	90	85	生後1歳				
	西部保育所	御供所町一丁目1番41号	30	22	生後1歳				○
	南部保育所	池園町4番26号	150	115	生後6カ月				
	加茂保育所	加茂町1161番地3	70	65	生後1歳				
私立	坂出保育園	京町二丁目5番13号	200	188	生後8週間	○	○	第2, 第4	
	坂出育愛館	寿町一丁目3番1号	150	117	生後8週間	○	○	○	
	金花保育園	西庄町638番地1	150	154	生後8週間	○	○	○	
	愛集苑保育所	西庄町1440番地3	20	23	生後8週間	○		第2, 第4	
	林田保育園	林田町3230番地1	110	105	生後8週間	○		第2, 第4	
	みどり保育園	八幡町二丁目2番17号	150	141	生後8週間	○		第2, 第4	

注) 保育所については、年度途中の入所児童があり、年度末に向けて児童数が増加していく傾向にあります。

資料：市こども課（平成26年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本市には幼稚園が 12 箇所あり，市立幼稚園が 9 箇所，私立幼稚園が 2 箇所，国立幼稚園が 1 箇所となっています。そのうち王越幼稚園，檀石幼稚園の 2 箇所は休園しています。

園児数は減少しており，平成 26 年には 622 人となっています。

【幼稚園園児数の推移】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
園数	12	12	11	11	10
園児数	731	687	688	638	622

資料：学校基本調査等（5 月 1 日現在）

【幼稚園の概要】

区分	名称	所在地	認可定員	園児数
市立	坂出中央幼稚園	室町一丁目 1 番 3 2 号	255	134
	林田幼稚園	林田町 2 1 9 1 番地	170	38
	加茂幼稚園	加茂町 1 0 9 9 番地 1	85	37
	府中幼稚園	府中町 5 0 0 8 番地 1	170	22
	川津幼稚園	川津町 3 0 9 3 番地 2 1	170	48
	松山幼稚園	高屋町 1 1 0 1 番地 3	85	31
	王越幼稚園	王越町乃生 1 7 5 6 番地 1	85	休園
	瀬居幼稚園	番の州町 1 7 番地 5	85	7
	檀石幼稚園	檀石 5 8 5 番地 1 7	35	休園
私立	ルンビニ幼稚園	新浜町 3 番 6 号	240	129
	坂出一高幼稚園	駒止町 2 丁目 2 番 1 0 号	140	99
国立	香川大学教育学部附属幼稚園	文京町一丁目 9 番 4 号	78	77

資料：学校基本調査等（平成 26 年 5 月 1 日現在）

(3) 小・中学校の状況

本市には小学校が13校、中学校が7校あります。平成26年の小学校児童数は2,929人、中学校生徒数は1,545人となっています。

【小・中学校の概要】

区分		名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
小学校	市立	坂出小学校	白金町一丁目3番7号	21	511
		東部小学校	室町一丁目1番21号	18	455
		金山小学校	谷町三丁目1番23号	10	201
		西庄小学校	西庄町524番地5	8	67
		林田小学校	林田町2215番地1	14	383
		加茂小学校	加茂町1098番地3	9	183
		府中小学校	府中町1193番地3	8	180
		川津小学校	川津町3093番地1	14	279
		松山小学校	高屋町1050番地1	8	195
		瀬居小学校	瀬居町1500番地1	4	29
		岩黒小学校	岩黒240番地	2	3
		櫃石小学校	櫃石585番地17	3	7
	国立	香川大学教育学部附属小学校	文京町一丁目9番4号	12	436
中学校	市立	坂出中学校	小山町2番1号	16	408
		東部中学校	久米町二丁目7番46号	12	257
		白峰中学校	林田町181番地1	17	493
		瀬居中学校	番の州町11番地	4	21
		岩黒中学校	岩黒240番地	2	4
		櫃石中学校	櫃石585番地17	3	4
	国立	香川大学教育学部附属中学校	青葉町1番7号	9	358

資料：学校基本調査等（平成26年5月1日現在）

【小・中学校の学級数等の推移】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校 (13校)	学級数	135	135	136	130	131
	特別支援学級	23	23	21	20	20
	児童数	3,054	3,036	3,007	2,954	2,929
中学校 (7校)	学級数	61	62	61	62	63
	特別支援学級	7	7	7	8	10
	生徒数	1,573	1,582	1,568	1,575	1,545

資料：学校基本調査等（5月1日現在）

4 これまでの子育て支援施策の実施状況

1. 各施策の主な取り組み

(1) 地域における子育て・子育ての支援

すべての子どもや子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感・充実感が得られるような取り組みや子育て支援として、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育事業の実施などの子育て支援サービスの充実や、保育所における保育、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業などの保育サービスの充実などを推進しています。また、児童手当の支給や多子世帯に対する保育料免除、出産祝金の支給、子ども医療費の中学校卒業までの無料化など、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいます。

(2) 仕事と家庭の両立支援

男女共同参画について、周知を図るとともに、育児休業、介護休業制度、子どもの看護休暇制度等の周知・啓発を行うなど、男女ともに仕事と家庭が両立可能な働き方ができるような意識改革を促す啓発活動を推進しています。また、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育などの子育て支援サービスや、保育所における延長保育事業、乳児保育事業、休日保育事業などの保育サービスの充実により、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりに取り組んでいます。

(3) 母性並びに乳児及び乳幼児等の健康の確保及び増進

妊婦乳幼児健康診査事業、こんにちは赤ちゃん事業など、切れ目ない妊産婦・乳幼児への母子保健対策を推進しています。また、子どもの発育・発達についての相談・支援事業として、こども相談・ことばの相談・かもめ教室を行うとともに、5歳児健診を実施し、病気や障がいの早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消に努めています。

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに、主体的に成長することができるように、学校教育、社会教育、幼児教育の充実に努めています。また、家庭や地域の教育力の向上のため家庭教育に関する学習機会や情報の提供、子どもを取り巻く有害環境対策の推進に努めています。

(5) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

子育て負担の軽減による虐待の予防、早期発見・早期対応を目指した市民への広報・啓発、相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童に対しては、坂出市要保護児童対策地域協議会において各機関が連携・役割分担しながら継続した援助を行っています。また、ひとり親家庭等の経済的自立の促進、障がいのある児童や家庭の支援を行っています。

(6) 子育てを支援する生活環境の推進

子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちづくりのため、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、子どもにとって安心して気軽に利用できる遊び場として、公園に新しく遊具の整備を行っています。

(7) 子ども等の安全確保

子どもを交通事故から守るための交通安全教室、通園・通学路における交通安全指導などの交通事故防止対策の取り組みや、子どもを犯罪から守るための緊急避難場所こどもSOS推進事業、補導員等による巡回指導を実施しています。

2. 主要 12 事業の数値目標と実施状況

平成 26 年度までの計画である「坂出市次世代育成支援行動計画（さかいで子ども・子育て応援プラン／後期計画：平成 22 年度から 26 年度）は、「基本目標」3、「施策の体系」7、「具体的施策」27 について策定しました。この計画における主要 12 事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

事業名		実績			目標値
		16 年度	21 年度	25 年度	26 年度
通常保育事業	児童福祉法に基づき、保護者の労働または疾病等の事由により、保育に欠ける児童を保育所において保育する事業	13	13	13	13
延長保育事業	保護者の勤労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超えて延長して保育する事業	6	6	6	6
一時保育事業	専業主婦家庭等の育児の疲れ解消、急病や断続的な勤務・短時間勤務等の勤務体系の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組み、児童の福祉の増進を図る事業	5	3	3	3
特定保育事業	親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3 歳未満児を対象に週に 2、3 日程度、または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育事業	0	0	0	0
休日保育事業	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業	0	0	1	1

事業名		実績			目標値
		16年度	21年度	25年度	26年度
夜間保育事業	午前11時から午後10時までの11時間開所を基本とする認可保育所	0	0	0	0
病児・病後児保育事業	病期や、病気の回復期であることから、集団保育が困難な児童を、病後児等への対応が可能な児童福祉施設や医療機関に併設した一時預かり施設において実施する事業	0	0	1	1
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の事由により養育が困難になった児童等を養護施設等の児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する事業	1	1	1	1
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	保護者が、仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で原則として小学生を一時的に養育・保護する事業	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	保護者が、仕事等により昼間家庭にいない小学校1年から3年生の児童及びその他健全育成上指導を要する児童も加えて、児童館や保育所、小学校の余裕教室などの社会資源を活用して指導・育成を行う事業	11	12	14	12
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援機能の充実を図るため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ※センター型、ひろば型の区分は24年度まで	センター型 2 ひろば型 1	センター型 2 ひろば型 1	3	3
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児または介護を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行う事業	0	0	1	1

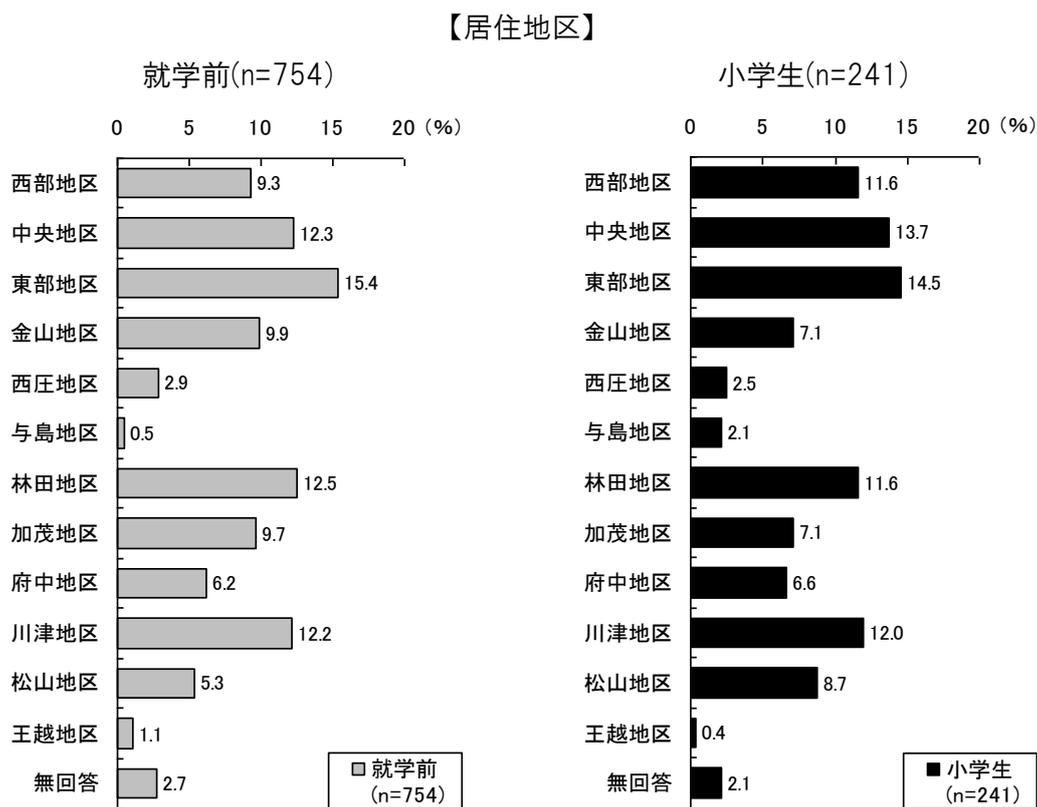
5 ニーズ調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「坂出市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果の概要は次のとおりです。

	就学前児童	小学生
対象者数	1,500人	500人
有効回収数	754人	241人
有効回収率	50.3%	48.2%

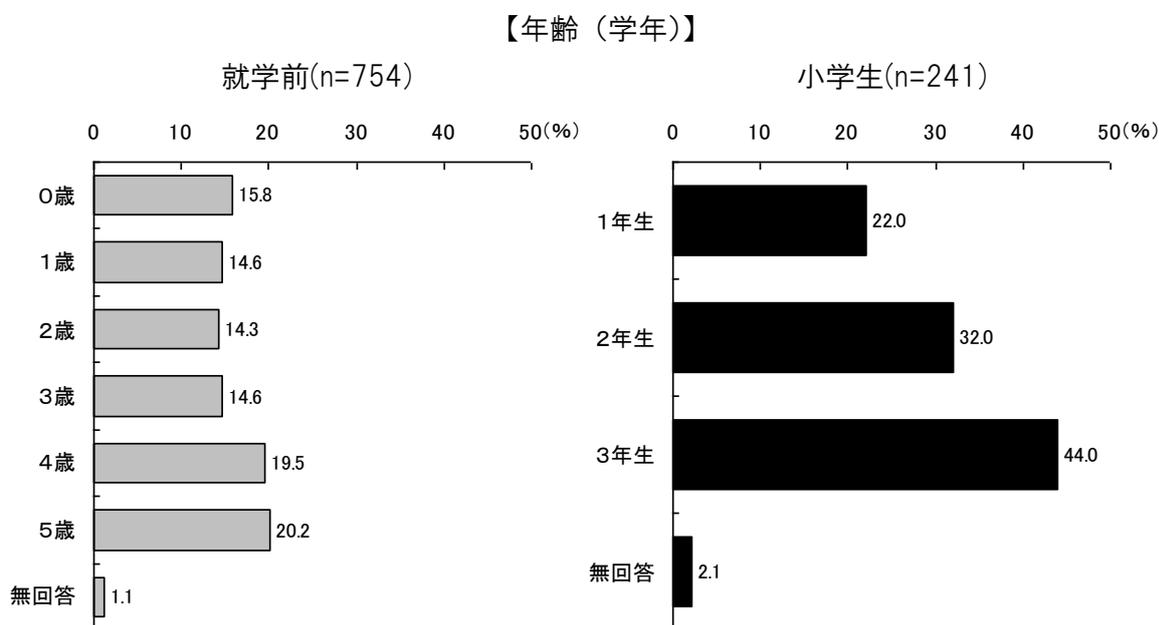
(1) 居住地区

調査票記入者の居住地区は、次のとおりです。



(2) 年齢 (学年)

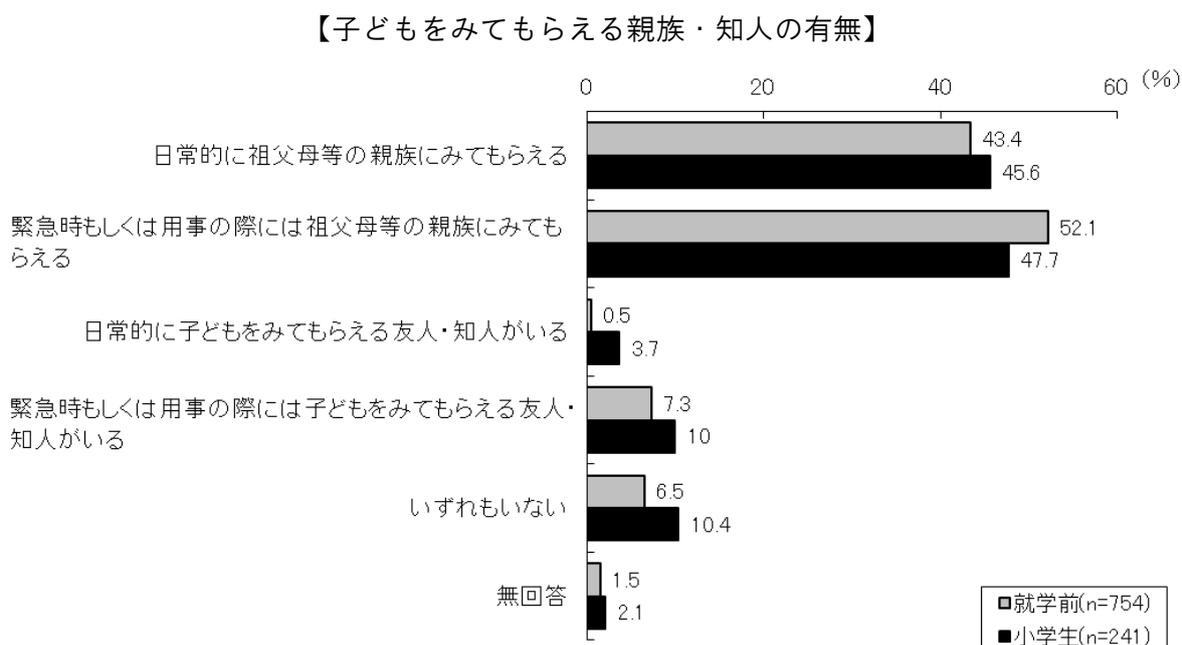
調査票記入者の年齢は、就学前は0～3歳までは15%程度、4・5歳が20%程度となっており、小学生は3年生の割合が44.0%となっています。



(3) 子どもの育ちをめぐる環境について

① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「日常的に」または「緊急時に」子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる世帯がそれぞれ4～5割を占めていますが、子どもをみてもらえる親族や友人・知人が「いずれもない」割合が就学前6.5%、小学生10.4%となっています。

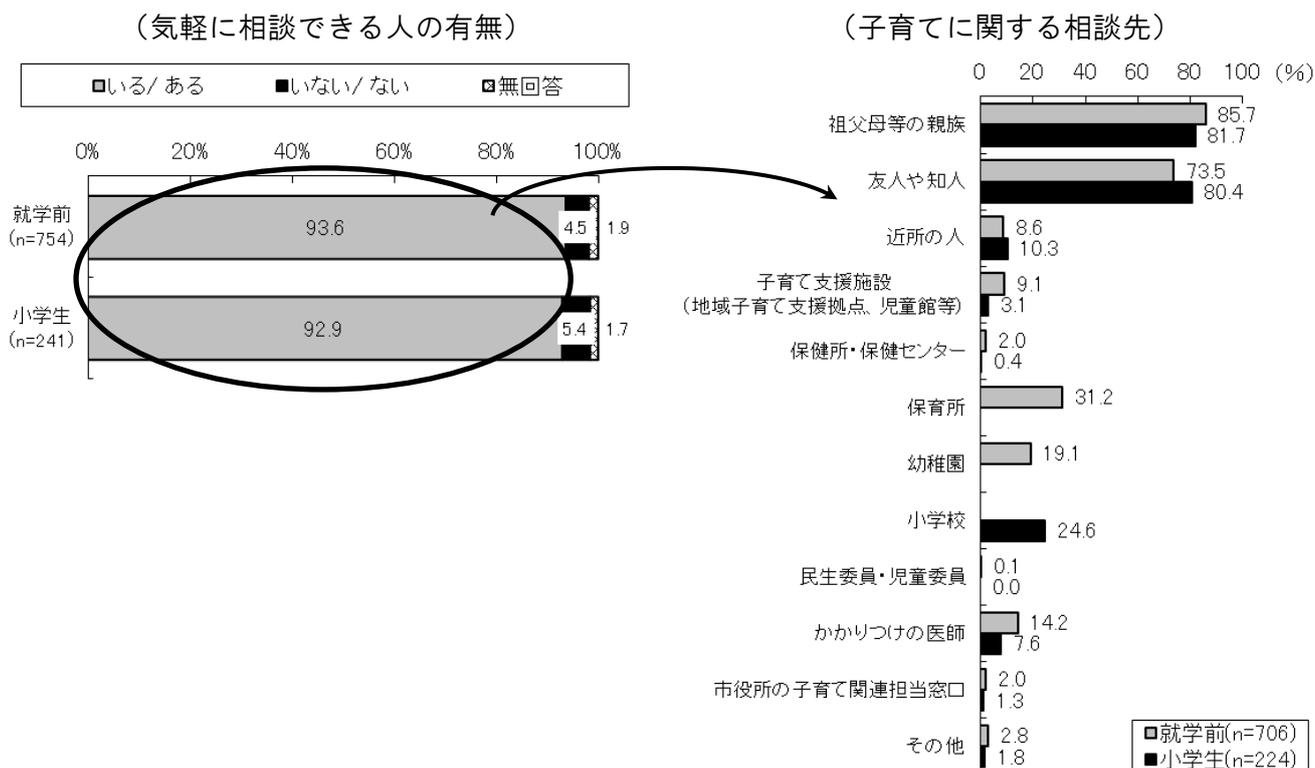


② 子育てに関する相談の状況

子育てをする上で気軽に相談できる人が「いる／ある」が就学前 93.6%，小学生 92.9%と大半を占めますが、「いない／ない」割合が就学前 4.5%，小学生 5.4%となっています。

子育てに関する相談先は、「祖父母等の親族」「友人や知人」が7～8割と割合が高く、周りの人以外の相談先としては、就学前は「保育所」31.2%，「幼稚園」19.1%，「かかりつけの医師」14.2%，小学生は「小学校」24.6%が高くなっています。

【子育てに関する相談の状況】

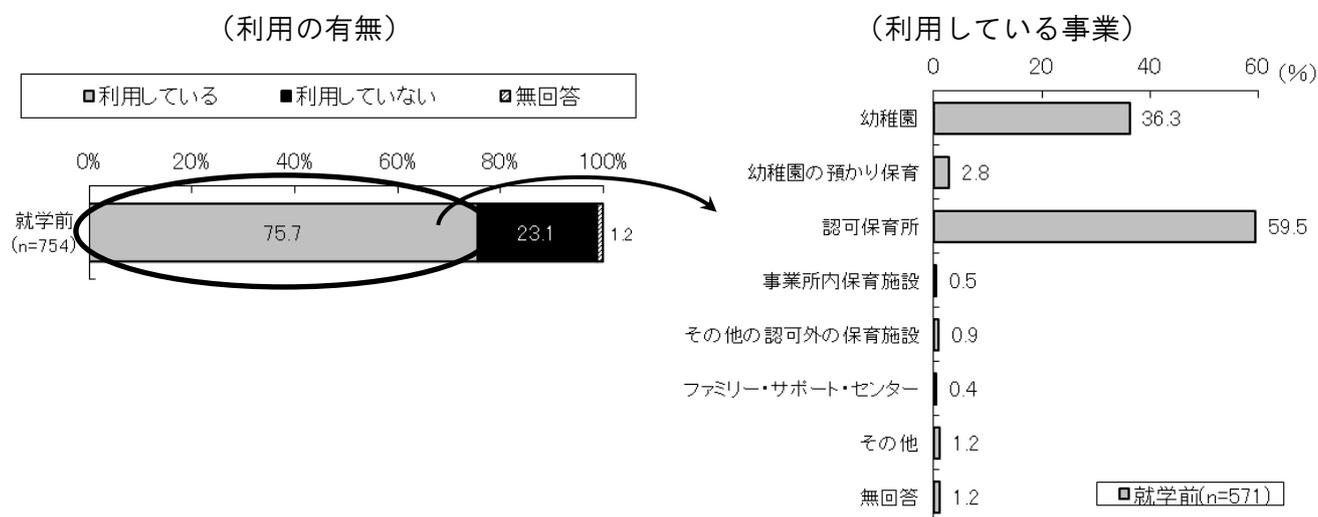


(4) 定期的な教育・保育事業の利用について

① 利用状況

就学前の定期的な教育・保育の事業を「利用している」割合は 75.7%で、その内訳は「認可保育所」59.5%，「幼稚園」36.3%，「幼稚園の預かり保育」2.8%などとなっています。

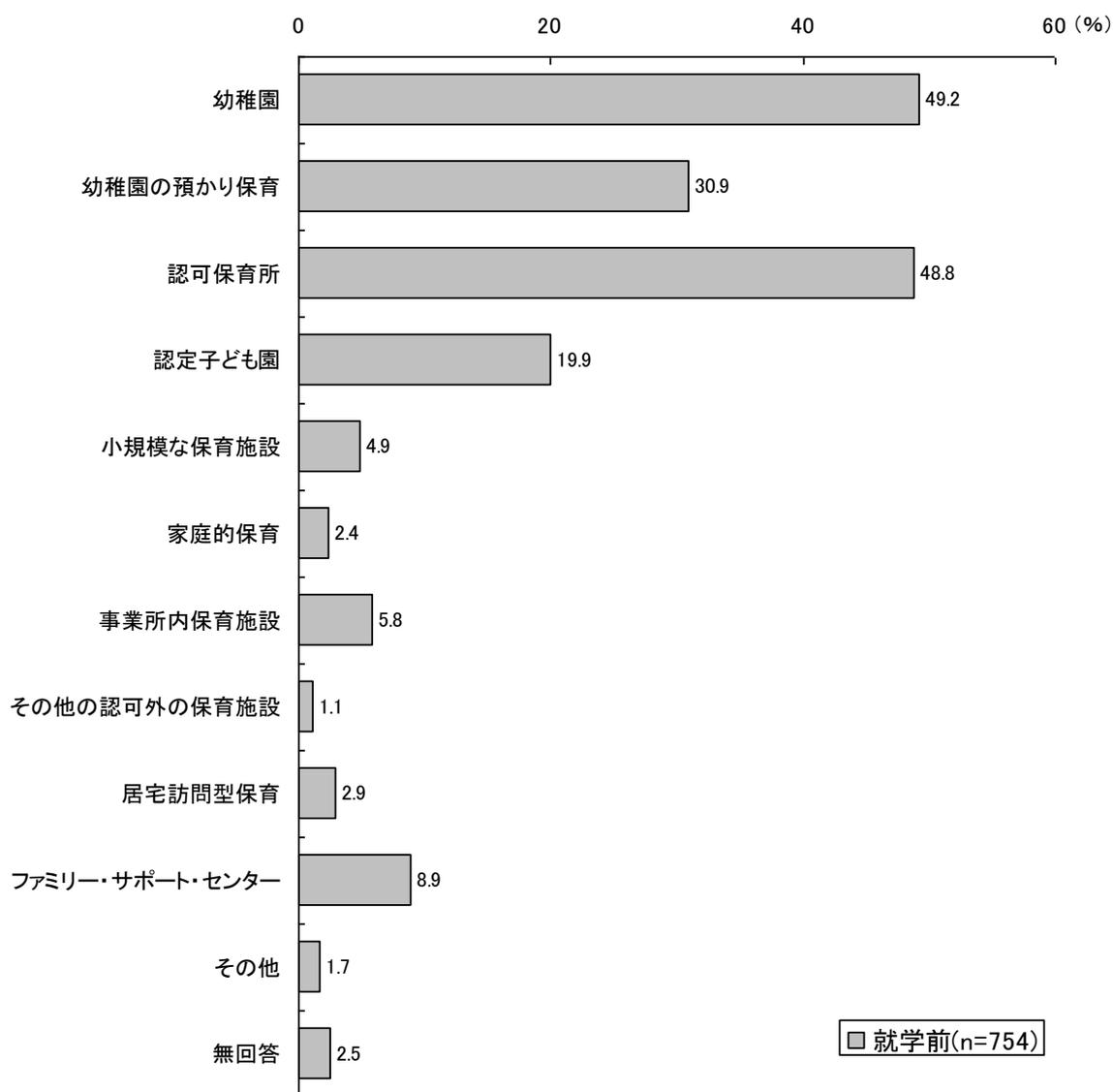
【定期的な教育・保育の利用状況】



② 利用希望

現在の利用の有無に関わらず利用希望は「幼稚園」49.2%、「認可保育所」48.8%が高く、他には「幼稚園の預かり保育」30.9%、「認定こども園」19.9%、「ファミリー・サポート・センター」8.9%、「事業所内保育施設」5.8%、「小規模な保育施設」4.9%、「居宅訪問型保育」2.9%、「家庭的保育」2.4%などとなっています。

【定期的な教育・保育の利用希望（未利用者含む）】

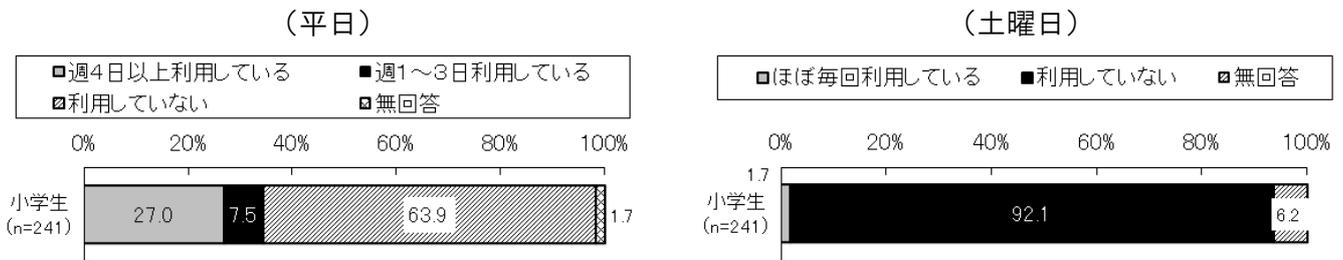


(5) 放課後児童クラブの利用について

① 利用状況

放課後児童クラブの利用について、平日は「週4日以上利用している」27.0%、「週1～3日利用している」7.5%と利用率は34.5%、土曜日は「ほぼ毎回利用している」割合は1.7%となっています。

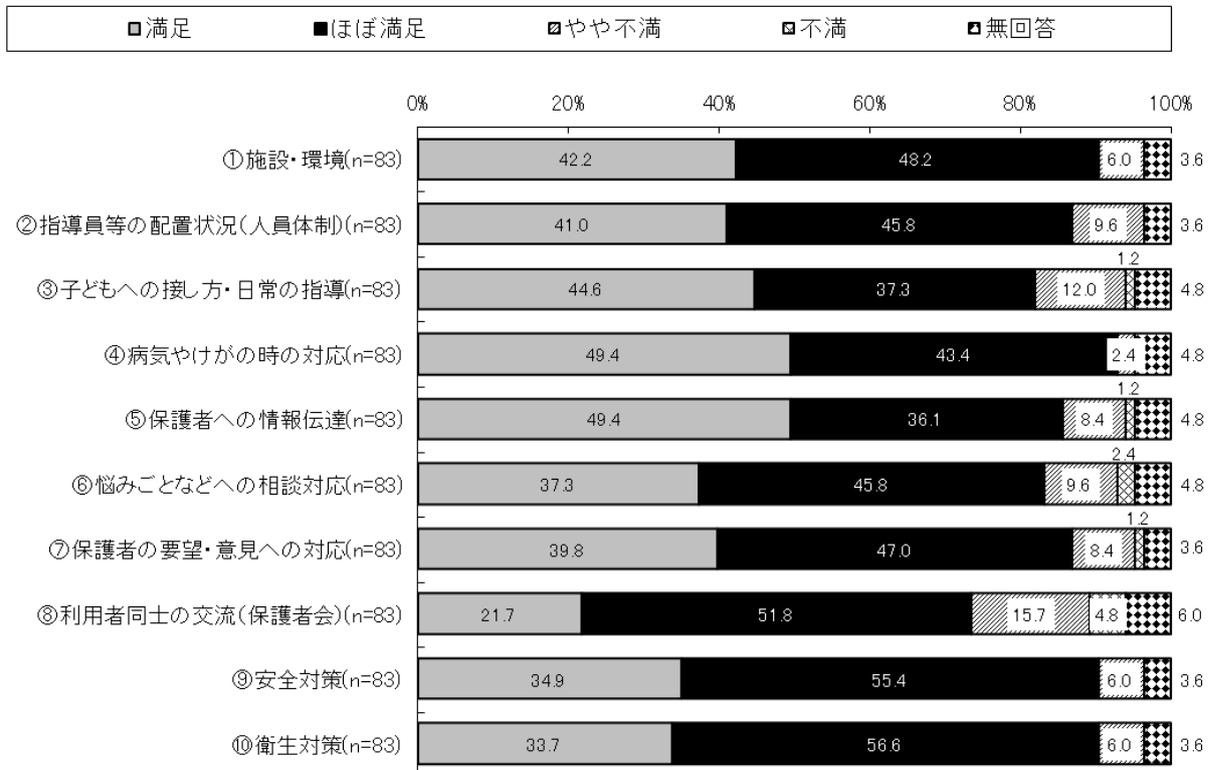
【放課後児童クラブの利用状況】



② 満足度

放課後児童クラブ利用者の満足度は全体的に高くなっていますが、全項目中では「⑧利用者同士の交流」の満足度が最も低くなっています。

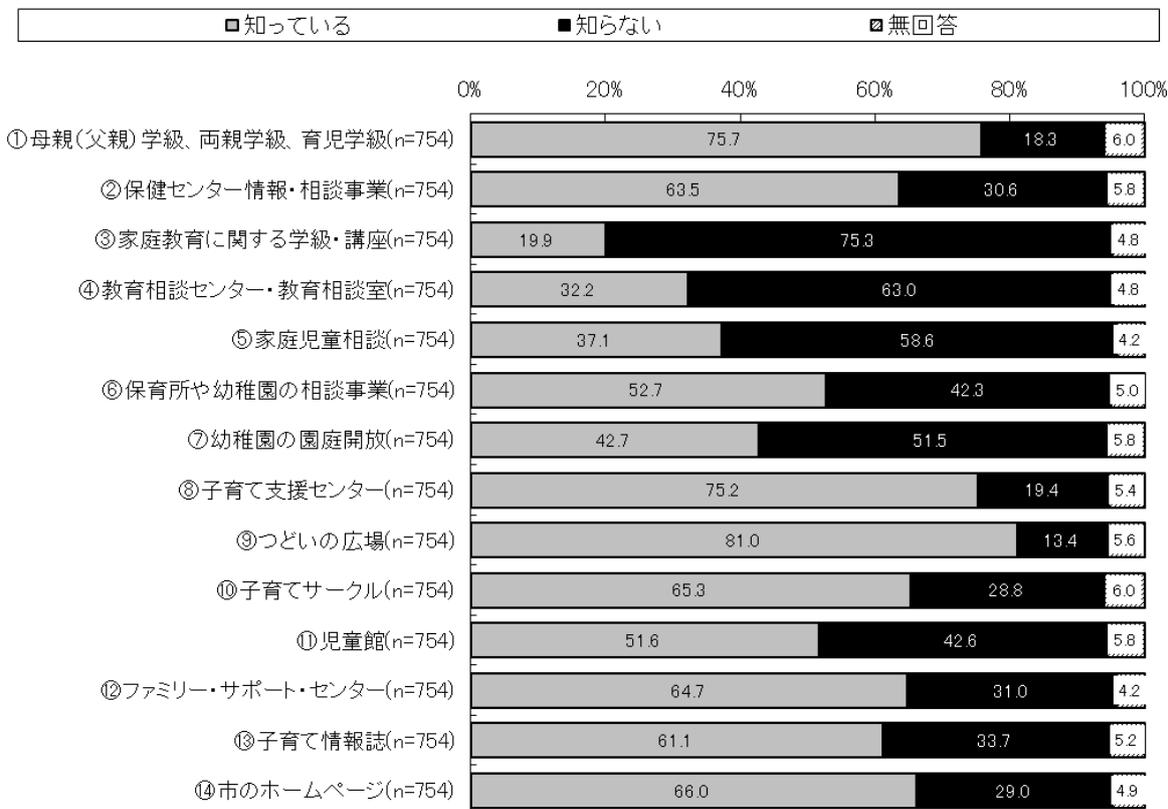
【放課後児童クラブの満足度】



(6) 各種事業の認知度

就学前児童保護者の各種事業の認知度は「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」, 「⑧子育て支援センター」, 「⑨つどいの広場」が8割程度で高くなっています。

【各種事業の認知度（就学前）】

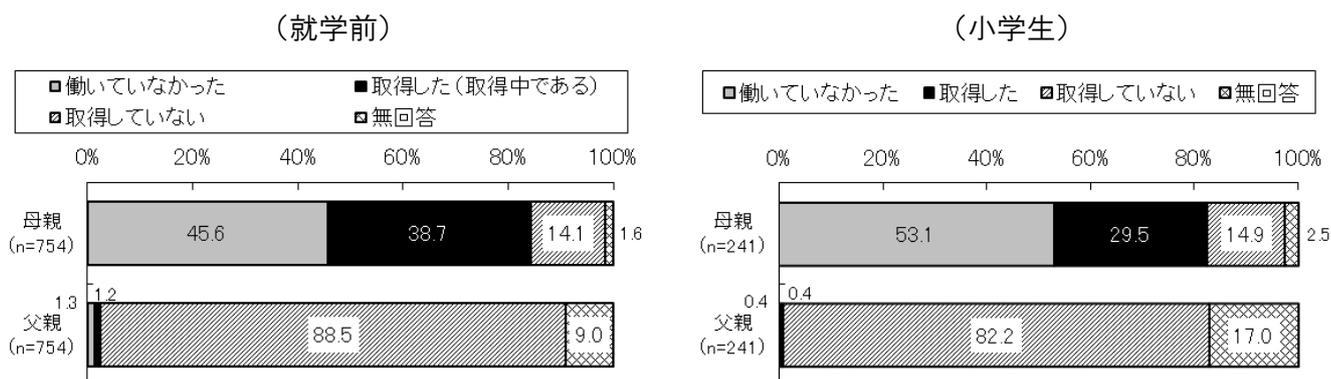


(7) 育児休業の取得について

① 取得経験

子どもが生まれた時の育児休業の取得状況は、母親については小学生より就学前の方が「取得した（取得中である）」割合が38.7%と高くなっています。一方、父親については、就学前と小学生で変化があまりなく、大半が「取得していない」と回答しています。

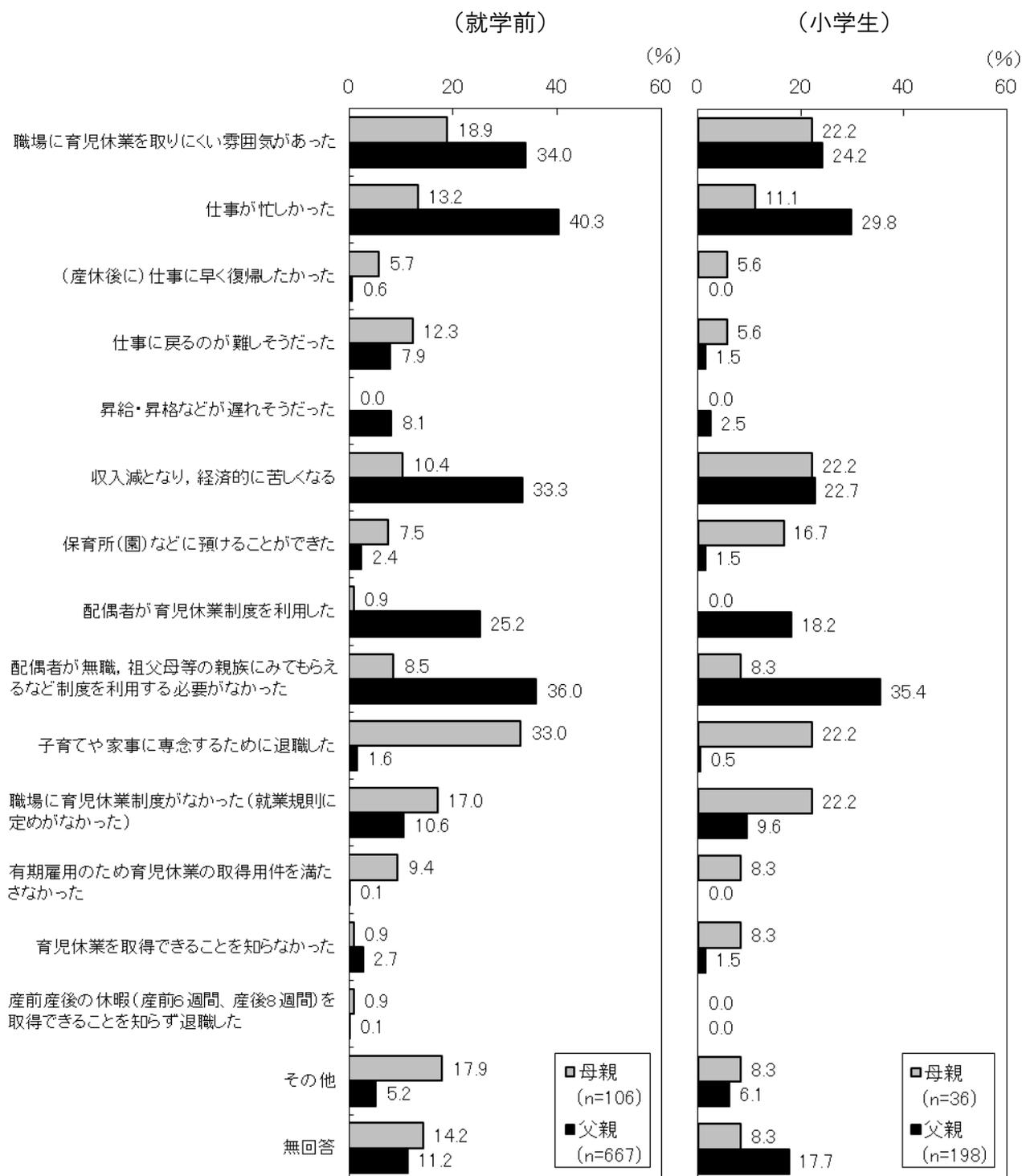
【育児休業の取得経験】



② 取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった理由は、就学前も小学生も傾向は概ね同じで、母親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するために退職した」、「職場に育児休業制度がなかった」などが高く、父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」などが高くなっています。

【育児休業を取得しなかった理由】



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

坂出市次世代育成支援行動計画では、「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育ての意義について理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取り組みを行う」ことを基本として、すべての子どもが「イキイキと元気で活気があり」、子育て家庭においては「子どもを育てることに期待と喜びで心を弾ませ」、地域では「子どもと子育て中の親が地域みんなの支援を受けて美しく光り輝く」将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育てをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちづくりのための施策を進めてきました。

本計画では、坂出市次世代育成支援行動計画「さかいで子ども子育て応援プラン」の方向性を受け継ぎながら、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

基本理念

すべての子どもの幸せのために
子どもの健やかな育ちと子育てをささえるまち

2 基本的視点

基本理念を実現するため、次の7項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

(1) 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準を目指します。

(2) すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境や子育て支援に関するニーズも多様化しています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

(3) 仕事と生活の調和の実現を促す視点

「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた広報、啓発等の取り組みを進めます。

(4) 地域社会全体で子育てを支える視点

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としつつ、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることにより、未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指します。

(5) 地域の社会資源を活用する視点

本市には児童館、公民館、学校などの公共施設や子育てサークルをはじめとするさまざまな地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

(6) 教育・保育の量と質を確保する視点

子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに必要な教育・保育が提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、良質な成育環境を保障するため、質の向上にも取り組みます。

(7) 次代の親づくりの視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

3 基本方針

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在，地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する，新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では，基本理念を実現するため，次の5つを基本方針として，総合的に施策を推進します。

方針1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展に加え，働き方の多様化等により，子育て世帯をめぐる環境は大きく変化しており，こうした状況に対応するため，幼稚園や保育所等の教育・保育施設において質の高い教育・保育を提供することに加えて，小規模保育等の地域型保育事業については，質を確保した上で，保育ニーズに対応していきます。

また，認定こども園が保護者の就労状況やその変化等にかかわらず，柔軟に子どもを受け入れることのできる施設であることを踏まえ，移行を希望する幼稚園や保育所の認定こども園への円滑な移行を支援します。

方針2 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭を支援するため，家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や，身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点事業」，保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」など，地域のさまざまな子育て支援の充実を図り，すべての子育て家庭が身近に感じることができるよう，地域一体となった子育て支援体制づくりを進めます。

方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

社会環境が大きく変化する中，妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備，妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供等を推進します。

また，妊娠・出産にはじまり，育児につながる各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために，切れ目のないきめ細かな支援を充実していきます。

方針4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

児童虐待の発生予防や早期発見，その後の保護・支援のため，関係者の対応力の向上に努めるとともに，迅速かつ的確な対応や地域の関係機関の連携強化等を図ります。

また，ひとり親家庭や障がいのある子どもなど，専門的な知識や支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

方針5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスのとれた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、一般事業主行動計画の策定を促します。

また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

第4章

施策の展開

1 幼児期の教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設または事業所からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

また、いずれの施設・事業所においても教育・保育の質の向上を図ってまいります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①幼稚園	幼児期にふさわしい教育環境を整備し、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりに努めます。
②保育所	就労などにより家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。
③認定こども園	現在、本市には認定こども園がなく、市民ニーズも幼稚園や保育所と比べ高くない状況ですが、国において今後、普及が進められていくことから、移行を希望する幼稚園や保育所の認定こども園への移行を支援します。
④地域型保育事業	施設より少人数の単位で、0歳児から2歳児を対象に待機児童解消と人口減少地域の子育て支援機能確保を目的とするものであり、保育の質を確保しながら保育ニーズに対応します。
⑤教育・保育の質の向上	教育・保育施設・地域型保育事業における教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士等の専門性を高める研修を実施します。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園への移行については、私立施設からの移行を最大限尊重します。認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型等について助言を行い、施設の円滑な移行を支援します。幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国・県において財政支援のメニューがある場合には、当該事業の活用を検討します。

幼稚園教諭と保育士の相互理解やさらなる専門性の向上を図り、幼稚園と保育所における連携の推進に努めます。また、幼稚園や保育所等において、小学校入学後の生活や学習に円滑につながるような取り組みを推進するため、幼・保・小の連携の強化に努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①認定こども園への移行に関する支援	<p>移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や施設の状況等を考慮しながら助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。</p> <p>認定こども園への移行に必要な施設整備について、国・県の補助制度等の活用を促し、移行の支援を行います。</p>
②幼稚園教諭・保育士の合同研修等の実施	<p>幼稚園教諭と保育士の意見交換の場を設け、相互理解に努めるとともに、合同研修等の実施により、専門性の向上を図ります。</p>
③幼・保・小連携等の推進	<p>幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っており、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。</p> <p>また、小学校生活への円滑な接続のための連携や家庭との連携を推進します。</p>

2 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域においてさまざまな子育て支援を充実するとともに、妊娠・出産・子育てと段階に応じた切れ目のない、きめ細やかな支援に取り組みます。

すべての子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充実感を得られるような、親子同士の交流の場づくり、子育て相談、情報提供など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援を図ります。
②地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行うことで、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
③ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行います。委託先である坂出市社会福祉協議会と連携して協力会員の増加に努めるとともに、利用会員への周知に努めます。
④子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、広報誌、市ホームページ、新たな「さかいで子育て応援ブック」の発行・配布をはじめ、さまざまな方法・媒体で情報を提供します。
⑤相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう家庭児童相談室、乳児相談など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。

(2) 保育サービスの充実

特定教育・保育，特定地域型保育以外に，多様な保育需要に対応して，利用しやすい保育の提供を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①休日保育	就労形態の多様化による保育需要に対応するため，日曜・祝日等に保育を行います。
②乳児保育	保育を必要とする乳児を保育所で保育します。共働き世帯の増加に伴い，乳児の保育需要は高まってきており，事業の拡大と質の確保に努めます。
③子育て短期支援事業	保護者が，仕事その他の理由により，平日の昼間または休日に不在となり，児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に，児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。
④一時預かり事業	保護者の就労，急病，育児疲れの解消などによる保育需要に対応し，一時的に保育所等で預かります。
⑤延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応し，通常保育の前後に延長して保育を実施します。
⑥病児・病後児保育事業	保育所などに通う児童が，病気または病気の回復期などのため，集団生活が困難なときに一時的に保育を行います。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や，子育て家庭と地域の人がつながることができるよう，身近な交流の場づくりを推進します。

また，子育てを地域全体で支えるため，子育て支援団体の育成，子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①子育てサークルの育成	子育て中の親子が公民館等で気軽に集い，交流することができるように，各地区において子育てサークルの育成や支援を行います。
②子育て支援ネットワークの充実	母親クラブ等 14 団体による「坂出市地域活動連絡協議会」，12 地区による「坂出市青少年健全育成市民会議」により，今後も継続して子育て支援のネットワークづくりを推進していきます。各組織や団体が互いに支援・交流をすることで，きめ細やかな子育て支援につなげられるよう促進します。

施策・事業名	事業内容
③子育て関連団体への支援	子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。

(4) 地域で安心して子育てができる環境づくり

地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保に努めるとともに、自然にふれる機会、地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など、多様な交流の機会の提供を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供します。これまでの小学校低学年に加え、段階的に高学年の児童を受け入れていきます。 また、資質のさらなる向上のため、放課後児童支援員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修の機会を、県と連携して実施します。
②子どもの居場所・活動の場の充実	児童館、公園など、子どもにとって身近で安全・安心な居場所、遊び場の確保、充実に努めます。

3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①相談・保健指導体制の充実	安心して出産するために、気軽に相談できる体制の整備促進等の充実や適切な指導・助言を行います。
②妊婦健康診査	妊婦健診の公費負担制度により、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。また、適正受診のための周知に努めます。
③周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、県や地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児の医療体制の充実を図ります。

(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等の充実や子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、医療機関と連携しながら、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行います。
②健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。
③相談・指導体制の充実	安心して育児を行うことができるよう気軽に相談できる体制を整備し、乳幼児の保健医療等に対する指導・助言を行います。
④生活習慣病予防対策の推進	「坂出市健康増進計画」に基づいて、乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発など対策の充実を図ります。
⑤食育の推進	「坂出市食育推進計画」に基づいて、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取り組みを推進します。

施策・事業名	事業内容
⑥小児医療体制の充実	休日当番医及び病院群輪番制病院事業に対する財政支援を継続するとともに、県が開設している「小児救急電話相談」の周知を図るなど、救急医療の適正な利用の啓発を推進します。

4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

(1) 児童虐待の防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等)の周知を図ります。
②早期発見・早期対応	乳幼児健診、家庭訪問等を通して虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見、早期対応に努めます。
③相談体制の充実	相談員の研修やスーパーバイザーの事例検討会を実施するなど、関係者の対応力の向上を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
④要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、指導助言、家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援に努めます。
⑥関係機関の連携	坂出市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と情報を共有し連携を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び香川県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①相談・情報提供体制の充実	ひとり親家庭からの相談に、母子・父子自立支援員が対応するほか、広報誌や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②就業支援	ひとり親家庭の保護者が就業に必要な技術を身につけるための資格取得や就学など、能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。
③経済的支援	ひとり親家庭の負担軽減のため、手当の支給や医療費等の助成、修学資金・就業資金等の貸付を実施し、経済的支援を図ります。

(3) 障がい児施策の充実

「坂出市障がい者計画・障がい福祉計画」における障がい児施策と緊密な連携を図り、障がい児等の年齢や障がいの特性に応じた専門的支援体制の充実に努めます。

障がいのある児童等特別な支援が必要な子ども一人ひとりが持っている可能性を引き出し、成長発達を促すよう、より良い教育・保育の提供を推進します。

また、障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや、障がいの早期発見等のために母子保健事業及び5歳児健診事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育・保育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①障がいの早期発見と早期支援	乳幼児健診や5歳児健診等の実施により、何らかの発達上の課題を有する子どもと保護者への相談支援や保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と連携を図り、障がいの早期発見と早期支援を推進します。
②障がい児への支援	教育機関と医療・福祉機関等が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備します。 また、発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供にかかる援助、調整等を継続して実施します。

施策・事業名	事業内容
③教育・保育施設等における障がい児の受け入れ	特定教育・保育施設や放課後児童クラブ等において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。
④幼稚園教諭，保育士等の専門性の向上	発達障がいのある子どもを含めた特別な支援が必要な障がい児に対応するため，幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図ります。
⑤障がい児の就学支援	障がい児等特別な支援が必要な児童の就学に関して，関係機関等が連携して必要な支援を実施します。 保護者が子どもの障がいを理解し，受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう，今後も関係機関等の連携強化を図ります。
⑥保健，医療，福祉，教育・保育等の連携	特別支援教育を一層推進するため，幼稚園，保育所，小・中学校，高校及び家庭，福祉，医療，学術等関係機関との連携のもと，地域における特別支援教育のネットワークを構築するとともに，特別支援教育に対する理解促進を図ります。

5 仕事と生活の調和の促進

(1) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を職場に浸透させ、男女がともに子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業への啓発に取り組んでいきます。

男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取り組みを進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、市民等への意識啓発を図ります。
②働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができるよう意識の啓発を図ります。
③各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。

(2) 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備します。これらの取り組みにあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者に対し、希望時期からの質の高い保育を提供するよう努めます。

また、計画期間内に実施予定の利用者支援事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

第5章

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めています。なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合にあっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアに偏在することなく、交通事情や行政界等にも配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	幼稚園・認定こども園
		共働き家庭等	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所・認定こども園・地域型保育事業

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期は次のとおり定めます。

(1) 幼児期の教育・保育

【平成 25 年度の実績】

○幼稚園 11 箇所 定員 1,513 人

○保育所 13 箇所 定員 1,390 人

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		平成 27 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		合計
			幼稚園利用 希望強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み		388	842		643		1,873
			186*	656	183	460	
② 確保 方策	特定教育・保育施設	1,055		732	171	437	2,395
	確認を受けない幼稚園	458					458
	特定地域型保育事業				0	0	0
差(②-①)		939		76	▲12	▲23	

		平成 28 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		合計
			幼稚園利用 希望強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み		384	831		636		1,851
			184*	647	180	456	
② 確保 方策	特定教育・保育施設	1,055		732	171	437	2,395
	確認を受けない幼稚園	458					458
	特定地域型保育事業				2	3	5
差(②-①)		945		85	▲7	▲16	

(単位：人)

		平成 29 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		合計
			幼稚園利用 希望強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み		373	810		624		1,807
			179*	631	175	449	
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,055		732	171	437	2,395
	確認を受けない幼稚園	458					458
	特定地域型保育事業				2	3	5
差(②-①)		961		101	▲2	▲9	

		平成 30 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		合計
			幼稚園利用 希望強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み		371	805		613		1,789
			178*	627	172	441	
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,055		732	171	437	2,395
	確認を受けない幼稚園	458					458
	特定地域型保育事業				2	3	5
差(②-①)		964		105	1	▲1	

		平成 31 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		合計
			幼稚園利用 希望強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み		368	798		599		1,765
			177*	621	168	431	
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,055		732	171	437	2,395
	確認を受けない幼稚園	458					458
	特定地域型保育事業				2	3	5
差(②-①)		968		111	5	9	

* 2号認定のうち、幼稚園利用希望が強いと想定される児童については、幼稚園を利用し、実際上の過不足は生じません。

【平成 27 年度の実施体制】

幼稚園 (特定教育・保育施設)	7 箇所	坂出中央幼稚園，林田幼稚園，加茂幼稚園，府中幼稚園，川津幼稚園，松山幼稚園，瀬居幼稚園
認可保育所 (特定教育・保育施設)	13 箇所	府中保育所，江尻保育所，川津愛児園，松山保育園，西部保育所，南部保育所，加茂保育所，坂出保育園，育愛館，金花保育園，愛集苑保育所，林田保育園，みどり保育園
確認を受けない幼稚園	3 箇所	ルンビニ幼稚園，坂出一高幼稚園，香川大学教育学部附属幼稚園
小規模保育事業等 (特定地域型保育事業)	0 箇所	

【確保の考え方】

人口推計では，本市の児童数は減少が予測され，教育・保育事業の利用者も同様に減少が見込まれることから，本計画期間においては，できる限り新設などの施設整備は行わず，既存施設を有効活用していきます。

現在の提供体制を維持するとともに，供給が不足している3号認定のニーズについては，小規模保育事業等の実施により確保していきます。また，幼稚園の利用希望が強い者については，1号認定の確保の内容「幼稚園（特定教育・保育施設）」及び「確認を受けない幼稚園」により確保します。

また，慢性的な保育士不足の現状を踏まえ，県等と連携しながら，新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保育所等において、11 時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施し、保育需要への対応の推進を図る事業です。

【平成 25 年度の実績】

○実施施設 6 箇所 利用者数 275 人

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	275	271	265	253	249
②確保方策	人	275	271	265	253	249
	箇所	6	6	6	6	6
差（②－①）	人	0	0	0	0	0

【平成 27 年度の実施体制】

6 箇所	坂出保育園，育愛館，金花保育園，愛集苑保育所，林田保育園，みどり保育園
------	-------------------------------------

【確保の考え方】

現在の提供体制を維持し、引き続き実施します。

(2) 放課後児童健全育成事業（仲よし教室等）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【平成 25 年度の実績】

○実施施設 15 箇所

○利用者数 （低学年 557 人 高学年 55 人）

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
①量の見込み	人	570	380	563	366	554	360	532	359	526	354
②確保方策	人	570	127	563	122	554	240	532	239	526	354
	箇所	16		16		16		16		16	
差（②－①）	人	0	▲253	0	▲244	0	▲120	0	▲120	0	0

【平成 27 年度の実施体制】

16 箇所	東部小学校仲よし教室(2), 坂出小学校仲よし教室(2), 金山小学校仲よし教室, 林田小学校仲よし教室(3), 加茂小学校仲よし教室, 府中小学校仲よし教室, 松山小学校仲よし教室, 川津小学校仲よし教室, 西庄小学校仲よし教室, みのり教室, 学童フレンドルーム, ゆうゆうクラブ
-------	--

【確保の考え方】

平成 27 年度に西庄町及び林田町においてそれぞれ 1 箇所、仲よし教室を開設します。

また、高学年については、小学 4 年生から段階的に受け入れ体制を確保し、平成 31 年度までに 6 年生まで受け入れができるよう努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の昼間または夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

【平成 25 年度の実績】

○実施施設 1 箇所 実績なし

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	13	13	13	13	13
確保方策	箇所	2	2	2	2	2

【平成 27 年度の実施体制】

2 箇所	亀山学園，神愛館
------	----------

【確保の考え方】

児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、現在の提供体制を維持し、引き続き実施します。

また、平成 27 年度より乳児に対応するため、亀山学園に加え、新たに神愛館に事業委託します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【平成 25 年度の実績】

○実施施設 3 箇所 利用者数 5,911 人日

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	7,341	7,284	7,124	7,008	6,854
確保方策	箇所	3	4	4	4	4

【平成 27 年度の実施体制】

3 箇所	きんか子育てふれあい教室、坂出子育てふれあいセンター、わはは・ひろば坂出
------	--------------------------------------

【確保の考え方】

保護者同伴での利用であるため定員等の設定がなく、数量的には、現在の提供体制でも見込み量を確保できる見通しですが、当該事業が地域の身近な場所で行うことにかんがみ、地域性等を勘案し平成 28 年度に新たに 1 箇所確保する予定としています。

(5) 病児保育事業

【事業内容】

病気の回復期などで保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童（生後 57 日から小学校 3 年生まで）について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を行う事業です。

【平成 25 年度の実績】

○実施施設 1 箇所 利用者数 305 人日

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	532	527	515	508	501
②確保方策	人日	750	750	750	750	750
	箇所	1	1	1	1	1
差(②-①)	人日	218	223	235	242	249

【平成 27 年度の実施体制】

1 箇所	回生病院病児保育室
------	-----------

【確保の考え方】

現在の提供体制を維持し、引き続き実施します。

(6) 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものに区分されます。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、主として昼間に、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

その他の一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

(ア) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象）

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み	人日	1,919	48,521	1,896	47,930	1,846	46,667	1,835	46,391	1,819	45,997
確保方策	箇所	2		2		2		2		2	
	実施体制	私立幼稚園において、在園児を対象とした一時預かりを引き続き行います。									

【平成 27 年度の実施体制】

2 箇所	ルンビニ幼稚園，坂出一高幼稚園
------	-----------------

※ 在園児を対象とした一時預かり事業を実施している私立幼稚園 2 園については、平成 27 年度の新制度移行を予定していないため、当面は従来の私学助成による預かり保育事業にて対応します。

(イ) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

【平成 25 年度の実績】

○実施施設 3 箇所 利用者数 211 人日

○ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童） 利用者数 101 人日

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日	647	644	637	617	596
②確保 方策	一時預かり事業 （在園児対象型 を除く）	人日	250	250	450	450	450
		箇所	2	2	3	3	3
	ファミリー・ サポート・ センター事業	人日	150	150	150	150	150
差（②－①）		人日	▲247	▲244	▲37	▲17	4

【平成 27 年度の実施体制】

一時預かり事業（在園児 対象型を除く）	2 箇所	育愛館, 金花保育園
ファミリー・サポート・ センター事業	1 箇所	坂出市社会福祉協議会

【確保の考え方】

平成 27 年度の提供体制を維持し、引き続き実施するとともに、平成 29 年度を目標に計画期間内に一時預かり事業（在園児対象型を除く）を 1 箇所確保するよう努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。

【平成 25 年度の実績】

○利用会員 187 人 提供会員 147 人 両方会員 23 人 活動件数 615 件

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人回	350	350	350	350	350
確保方策	人回	350	350	350	350	350

【平成 27 年度の実施体制】

1 箇所	坂出市社会福祉協議会
------	------------

【確保の考え方】

本事業の実施にあたっては、協力会員の確保が不可欠であるため、利用ニーズに対応できるよう、委託先（坂出市社会福祉協議会）と連携して提供会員の増加に努めるとともに、対象者（依頼会員）への周知に努めます。

(8) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【平成 25 年度の実績】

○一般健診 14 回 健診回数 4,459 人回

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（健診回数）	人	387	375	364	354	344
	人回	4,497	4,358	4,230	4,113	3,997
②確保方策（交付枚数）	人回	5,418	5,250	5,096	4,956	4,816
	実施体制	医療機関				

【確保の考え方】

医療機関等で健康診査を受診できるように周知・啓発に努めます。また、母子健康手帳の交付時などに、妊婦健康診査の必要性について啓発を行います。

(9) 乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【平成25年度の実績】

○訪問回数 379回

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	387	375	364	354	344
確保方策	実施体制	けんこう課保健師，香川県助産師会				

【確保の考え方】

母子保健事業等において、事業の周知を図り、理解を促すことにより、乳児のいるすべての家庭を対象に家庭訪問を行います。

(10) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【平成25年度の実績】

実績なし

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	37	37	37	37	37
確保の内容	実施体制	けんこう課保健師，坂出市社会福祉協議会				

【確保の考え方】

支援が必要な対象者への家庭訪問の実施に努めます。

(11) 利用者支援事業【新規】

【事業内容】

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

【平成 25 年度の実績】

新規事業であるため、実績なし

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人回	100	100	100	100	100
確保方策	箇所	0	1	1	1	1

【確保の考え方】

平成 28 年度を目標に計画期間内に 1 箇所で実施するよう努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【事業内容】

市が定める基準に該当する子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用を助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

上記2事業については、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、事業の詳細その他が国から示されていないため、国の動向を踏まえ、今後検討することとします。

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、市役所内部の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、母子保健の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 住民や関係機関との協力

本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取り組みが重要であることから、市民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに毎年度、計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本市では、「坂出市子ども・子育て会議」を設置しており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性を高めていきます。

また、本計画における施策の推進のために、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

2 計画の進行管理

本計画で定めた5か年の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、さまざまな子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を確保する必要があります。

「坂出市子ども・子育て会議」において、各年度の子ども・子育て支援施策の実施状況や評価等に関して調査審議を行い、本計画の効果的な進行管理に努めます。

また、計画における量の見込みとの乖離が著しく大きく、見直しの必要があると「坂出市子ども・子育て会議」が認める場合には、計画の見直しを行います。

1 子ども・子育ての基本理念

(1) 児童憲章（昭和 26 年 5 月 5 日 宣言）抜粋

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

(2) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）抜粋

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）抜粋

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 坂出市子ども・子育て支援事業計画について（提言）

平成27年2月16日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市子ども・子育て会議
会長 松本博雄

坂出市子ども・子育て支援事業計画について（提言）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中で、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子育て支援を良質かつ適切な内容及び水準のものにしていくことが必要であります。

坂出市においては、次世代育成支援対策推進法に基づいて、平成17年度を初年度とし平成26年度までの具体的な数値目標を盛り込んだ「さかいで子ども子育て応援プラン（坂出市次世代育成支援行動計画）」を策定され、この間計画的な取り組みを推進してこられました。

こうした中で、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法が制定されました。

当会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく会議として、平成25年8月から同法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、慎重に検討・協議を重ねてまいりました。

ここに、坂出市子ども・子育て支援事業計画として意見をとりまとめましたので、提言いたします。

本市の子ども・子育て支援の一層の充実が図られるよう、本計画の着実な推進をお願いいたします。

3 坂出市子ども・子育て会議名簿

(定数 18名以内)

区分	期間	団体等の名称	氏名
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	25.8.1～26.3.31	香川大学経済学部 教授	◎ 小松 正和
	26.4.1～	香川大学教育学部 准教授	◎ 松本 博雄
	25.8.1～	坂出市連合自治会 副会長	○ 藤井 正和
	25.8.1～	坂出市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	入江 正憲
	25.8.1～26.3.31	坂出市小学校校長会 副会長	金井 宏諾
	26.4.1～	坂出市小学校校長会 会長	津島 尚文
	25.8.1～	坂出市婦人団体連絡協議会	大林 市子
	25.8.1～	子育てボランティア夢・ゆめクラブ 会長	中西 可須江
	25.8.1～	元坂出市立保育所 所長	杉田 瑩子
	25.8.1～	元坂出市立幼稚園 園長	齋藤 俊子
	25.8.1～	坂出商工会議所 専務理事	川滝 浩嗣
子どもの保護者	25.8.1～26.3.31	坂出市保育所保護者会連合会 会長	南条 真実
	26.4.1～	坂出市保育所保護者会連合会 会長	大喜多 里香
	25.8.1～26.3.31	坂出市 PTA 連絡協議会 幼稚園部会 会長	米澤 扶美
	26.4.1～	坂出市 PTA 連絡協議会 幼稚園部会 会長	川上 春加
	25.8.1～	坂出市 PTA 連絡協議会 副会長	大林 朋美
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	25.8.1～	坂出市保育所ブロック会 代表	橋本 朗仁
	25.8.1～	坂出市私立幼稚園 代表	花岡 通子
	25.8.1～	坂出市医師会 理事	砂川 正彦
	25.8.1～	NPO 法人わははネット 理事長	中橋 恵美子
	25.8.1～	市民公募	三野 八重子
	25.8.1～	市民公募	篠原 めぐみ

(◎会長 ○副会長)

4 計画策定経過

年 月 日	事 項
平成 25 年 8 月 1 日	平成 25 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長及び副会長の選出 ○会議の公開等について ○子ども・子育て支援新制度について（報告） ○坂出市子ども・子育て会議について（報告） ○子ども・子育て支援事業計画について（報告） ○坂出市の幼児教育・保育，子育て支援施設について（報告）
平成 25 年 8 月 26 日 ～ 平成 25 年 9 月 6 日	私立幼稚園における保護者の就労状況等調査 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の私立幼稚園に就園している児童の保護者に「幼稚園園児保護者の就労状況等に関するアンケート調査」を実施
平成 25 年 9 月 2 日	平成 25 年度第 2 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○坂出市次世代育成支援行動計画の取り組みについて ○子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 10 月 11 日 ～ 平成 25 年 10 月 21 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する 0 歳から 8 歳までの児童の保護者から抽出した 2,000 人（就学前児童保護者 1,500 人，就学児童保護者 500 人）を対象にアンケート調査を実施
平成 25 年 12 月 24 日	平成 25 年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査の集計結果（速報）について ○子ども・子育て支援新制度に関する国の動向について（報告）
平成 26 年 3 月 19 日	平成 25 年度第 4 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育提供区域の設定について ○事業計画における「量の見込み」の算出について ○子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告について
平成 26 年 8 月 19 日	平成 26 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長の選出 ○子ども・子育て支援新制度における基準条例について ○事業計画における「量の見込み」の補正について ○坂出市子ども・子育て支援事業計画の構成について
平成 26 年 10 月 3 日	平成 26 年度第 2 回坂出市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ○事業計画における「確保方策」について ○坂出市子ども・子育て支援事業計画素案について

年 月 日	事 項
平成 26 年 11 月 21 日	平成 26 年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議 ○教育・保育の「確保方策」について ○坂出市子ども・子育て支援事業計画案について
平成 26 年 12 月 22 日 ~ 平成 27 年 1 月 21 日	坂出市子ども・子育て支援事業計画案のパブリックコメント実施 ○計画案の閲覧場所 ・坂出市健康福祉部こども課 ・各出張所 ・市ホームページ ○意見の提出方法 ・郵送 ・ファックス ・電子メール ・持参 ○市民への周知方法 ・広報さかいでへの掲載 ・市ホームページへの掲載
平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年度第 4 回坂出市子ども・子育て会議 ○坂出市子ども・子育て支援事業計画案について ○市長への提言
平成 27 年 3 月	坂出市子ども・子育て支援事業計画策定

5 坂出市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、坂出市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 5 条 子育て会議に会長および副会長 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、坂出市福祉事務所こども課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

坂出市子ども・子育て支援事業計画
さかいで子ども・子育て支援プラン

発行日 平成 27 年 3 月

発行者 坂出市健康福祉部こども課
〒762-8601

坂出市室町二丁目 3 番 5 号

TEL 0877-44-5027

FAX 0877-44-5014